

さいたま市告示一覧

令和4年4月1日から
同月15日まで

【目次】

- 第530号 徴収又は収納の事務の委託
【子ども未来局総合療育センターひまわり学園医務課】
- 第531号 市が実施する一般競争入札
【総務局危機管理部危機管理課】
- 第532号 公募型プロポーザル方式の手続きの開始
【スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館】
- 第533号 徴収又は収納の事務の委託
【環境局施設部西部環境センター】
- 第534号 包括外部監査契約の締結
【総務局総務部総務課】
- 第535号 居宅サービス等を行う事業者又は施設の指定
【健康福祉局長寿応援部介護保険課】
- 第536号 居宅サービス等を行う事業者又は施設の指定
【健康福祉局長寿応援部介護保険課】
- 第537号 居宅サービス等を行う事業者又は施設の廃止
【健康福祉局長寿応援部介護保険課】
- 第538号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
- 第539号 徴収又は収納の事務の委託
【北区役所くらし応援室】
- 第540号 徴収又は収納の事務の委託
【スポーツ文化局文化部大宮盆栽美術館】
- 第541号 公募型プロポーザル方式の手続きの開始
【都市局都市計画部都市計画課】
- 第542号 徴収又は収納の事務の委託
【環境局施設部東部環境センター】
- 第543号 令和4年度さいたま市一般廃棄物処理実施計画
【環境局資源循環推進部資源循環政策課】
- 第544号 徴収又は収納の事務の委託
【保健福祉局保健部食肉衛生検査所】
- 第545号 徴収又は収納の事務の委託
【出納室出納課】
- 第546号 徴収又は収納の事務の委託
【環境局資源循環推進部廃棄物対策課】
- 第547号 徴収又は収納の事務の委託
【環境局資源循環推進部廃棄物対策課】
- 第548号 徴収又は収納の事務の委託
【環境局資源循環推進部廃棄物対策課】
- 第549号 固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録
【財政局税務部固定資産税課】

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

第550号	都市計画下水道事業受益者負担の賦課対象区域の決定	【建設局下水道部下水道総務課】
第551号	徴収又は収納の事務の委託	【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
第552号	市営住宅の入居者の公募	【建設局建築部住宅政策課】
第553号	徴収又は収納の事務の委託	【建設局建築部住宅政策課】
第554号	徴収又は収納の事務の委託	【水道局業務部営業課】
第555号	徴収又は収納の事務の委託	【財政局財政部財政課】
第556号	徴収又は収納の事務の委託	【財政局財政部財政課】
第557号	下水道排水設備指定工事店の指定	【建設局下水道部下水道維持管理課】
第558号	指定緑地の指定	【都市局都市計画部みどり推進課】
第559号	徴収又は収納の事務の委託	【西区役所くらし応援室】
第560号	情報公表センターの指定	【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
第561号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第562号	開発行為に関する工事の完了	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第563号	身体障害者手帳に関する診断書を交付できる医師の指定	【保健福祉局福祉部障害支援課】
第564号	指定自立支援医療機関（育成・更生）の新規の届出	【保健福祉局福祉部障害支援課】
第565号	指定自立支援医療機関（育成・更生）の変更の届出	【保健福祉局福祉部障害支援課】
第566号	指定自立支援医療機関（育成・更生）の更新の届出	【保健福祉局福祉部障害支援課】
第567号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第568号	施設等利用費の支給に係る施設又は事業の確認	【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】
第569号	農業振興地域整備計画の変更	【経済局農業政策部農業環境整備課】
第570号	市が実施する一般競争入札	【経済局商工観光部産業展開推進課】

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

第571号	市が実施する一般競争入札	【経済局商工観光部商業振興課】
第572号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課】
第573号	公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請	【都市局まちづくり推進部まちづくり総務課】
第574号	公聴会の開催	【都市局都市計画部都市計画課】
第575号	公聴会の開催	【都市局都市計画部都市計画課】
第576号	市が実施する一般競争入札	【都市戦略本部デジタル改革推進部】
第577号	さいたま都市計画下水道の変更	【建設局下水道部下水道計画課】
第578号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定	【建設局南部建設事務所建築指導課】
第579号	土地区画整理事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧	【都市局まちづくり推進部区画整理支援課】
第580号	市が実施する一般競争入札	【財政局税務部市民税課】
第581号	市が実施する一般競争入札	【財政局税務部市民税課】
第582号	市が実施する一般競争入札	【消防局消防施設課】
第583号	市が実施する一般競争入札	【消防局消防施設課】
第584号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局長寿応援部高齢福祉課】
第585号	動物の収容	【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
第586号	農業振興地域整備計画の変更	【経済局農業政策部農業環境整備課】
第587号	市が実施する一般競争入札	【人事委員会事務局任用調査課】
第588号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局学校教育部教職員人事課】
第589号	市が実施する一般競争入札	【都市戦略本部未来都市推進部】
第590号	告示した事項の訂正	【緑区役所区民生活部コミュニティ課】
第591号	市が実施する一般競争入札	【議会局総務部秘書総務課】

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

第592号	大規模小売店舗の変更の届出	【経済局商工観光部商業振興課】
第593号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定	【建設局南部建設事務所建築指導課】
第594号	市が実施する一般競争入札	【市民局区政推進部】
第595号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課】
第596号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課】
第597号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課】
第598号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課】
第599号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課】
第600号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課】
第601号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課】
第602号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課】
第603号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課】
第604号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課】
第605号	屋外広告物の保管	【都市局南部都市・公園管理事務所管理課】
第606号	施設等利用費の支給に係る施設又は事業の確認	【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】
第607号	施設等利用費の支給に係る施設又は事業の辞退	【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】
第608号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
第609号	国民健康保険の被保険者証等の無効	【保健福祉局福祉部国民健康保険課】
第610号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【保健福祉局福祉部国民健康保険課】
第611号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【保健福祉局福祉部国民健康保険課】
第612号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【保健福祉局福祉部国民健康保険課】

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

第613号	市が実施する一般競争入札	【財政局税務部収納対策課】
第614号	市が実施する一般競争入札	【環境局環境共生部環境対策課】
第615号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局管理部学校施設整備課】
第616号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局管理部学校施設整備課】
第617号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局管理部学校施設整備課】
第618号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
第619号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
第620号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
第621号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部調達課】
第622号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部調達課】
第623号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部調達課】
第624号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部調達課】
第625号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
第626号	入札の中止及び告示した事項の訂正	【都市戦略本部未来都市推進部】
第627号	市が実施する一般競争入札	【都市戦略本部デジタル改革推進部】
第628号	認可地縁団体の告示事項の変更の届出	【見沼区役所区民生活部コミュニティ課】
第629号	認可地縁団体の告示事項の変更の届出	【岩槻区役所区民生活部コミュニティ課】
第630号	動物の収容	【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
第631号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【保健福祉局福祉部年金医療課】
第632号	放置自転車等の撤去及び保管	【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
第633号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局学校教育部指導1課】

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

第634号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局学校教育部指導1課】
第635号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局学校教育部指導1課】
第636号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
第637号	開発行為に関する工事の完了	【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】
第638号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
第639号	身体障害者手帳に関する診断書を交付できる医師の指定	【保健福祉局福祉部障害支援課】
第640号	身体障害者手帳に関する診断書を交付できる医師の辞退の届出	【保健福祉局福祉部障害支援課】
第641号	指定自立支援医療機関の指定の辞退	【保健福祉局福祉部障害支援課】
第642号	指定自立支援医療機関の指定	【保健福祉局福祉部障害支援課】
第643号	指定自立支援医療機関の変更の届出	【保健福祉局福祉部障害支援課】
第644号	指定自立支援医療機関の更新の届出	【保健福祉局福祉部障害支援課】

さいたま市告示第530号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づく収納業務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 受託者

- (1) 所在地 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地
- (2) 名 称 株式会社ニチイ学館
- (3) 代表者 代表取締役 森 信介

2 委託業務

- (1) 総合療育センターひまわり学園使用料・手数料収納業務
- (2) 療育センターさくら草使用料・手数料収納業務

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園医務課
- (2) 電話 048-622-1734

さいたま市告示第531号

さいたま市国土強靱化地域計画改定等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市国土強靱化地域計画改定等業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という）に業務「計画策定」で登載されている者であり、かつ、市内に本店又は支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に係る国又は地方公共団体発注の国土強靱化地域計画等の作成又は改定業務を元請として履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付方法
さいたま市ホームページからダウンロード
URL <https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p087741.html>
 - (2) 交付期間
告示の日から令和4年4月15日（金）まで
 - (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
告示の日から令和4年4月15日（金）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）
 - (3) 受付場所
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課
担当 防災企画係 電話 048（829）1126
 - (4) 提出方法
持参又は郵送
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
4(3)に同じ
 - (2) 交付日時
令和4年4月20日（水）午前9時から午後4時まで
 - (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月25日（月）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所消防庁舎3階関係課会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月25日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部危機管理課
電話 048(829)1125 FAX 048(829)1936

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課
電話 048(829)1126 FAX 048(829)1978

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市総務局危機管理部防災課及びホームページにおいて閲覧できる。

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第532号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

さいたま市岩槻人形博物館広報・プロモーション業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市岩槻人形博物館広報・プロモーション業務

(2) 履行場所

さいたま市岩槻区本町6-1-1

(3) 業務概要

人形のまち岩槻で、地域資源である人形文化の振興を図るための拠点施設として岩槻人形博物館が令和2年2月22日に開館した。さいたま市内外の顕在的・潜在的利用者に魅力を訴求し、岩槻人形博物館への来館を促進することを目的として、本広報・プロモーション業務を行う。

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は12,949,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「製作等」の受注希望業務「映画・ビデオ・写真等」及び「デザイン」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間

がない者であること。

3 企画提案に係る実施要項等の交付

(1) 交付方法

ア さいたま市岩槻区本町6-1-1 さいたま市スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館

担当 古谷 電話 048(749)0223 FAX 048(749)0225

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/004/005/002/002/005/p064441.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和4年4月15日（金）午後4時まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日
を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」
という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

4 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり
質問することができる。

(1) 受付期間

本招請日から令和4年4月8日（金）午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要項による。

メールアドレスは、8に問い合わせること。

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

3(1)アに同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和4年4月13日（水）までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、随時質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.jp/004/005/002/002/005/p064441.html>

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書（1部）

イ 企画提案書（9部）

ウ 見積書（9部）

(2) 提出期間

本招請日から令和4年4月15日（金）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時
から午後4時まで）とする。なお、郵送の場合は、同日必着とし、郵送後に電話連絡をすること。

(3) 提出場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は書留郵便（簡易書留郵便を含む）による郵送により提出すること。

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさない者または満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

6 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、さいたま市岩槻人形博物館広報・プロモーション業務事業者選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要項を参照すること。

7 その他

(1) 最優秀提案者特定の日（翌日）から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

(2) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(4) 提出された企画提案書等は、「さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）」に基づき開示する場合がある。

(5) 詳細は、実施要項による。

8 連絡先

さいたま市岩槻区本町6-1-1

さいたま市スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館

電話 048(749)0223

FAX 048(749)0225

さいたま市告示第533号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、さいたま市西部環境センターの塵芥処理手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 受託者

- (1) 住 所 さいたま市浦和区本太2-9-24
- (2) 名 称 株式会社ケント・コーポレーション
- (3) 代表者 代表取締役 森谷 行雄

2 委託事務

さいたま市西部環境センターの塵芥処理手数料の収納事務

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの土曜日、国民の祝日（元日及び土・日を除く）及びその振替休日、年末の令和4年12月29日、30日、31日

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所環境局施設部西部環境センター管理係
- (2) 電話 048（623）4100

さいたま市告示第534号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定によりこれを告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和4年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

17,000,000円を限度として、基本費用、執務費用及び実費の額を合算した金額

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 松浦 竜人

住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町2丁目9番5号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

必要があると認めるときは、監査費用の一部を概算払とし、当該委託業務終了後に監査に要した費用の額を確定し、過不足分を精算するものとする。

5 連絡先

(1) 担当 さいたま市総務局総務部総務課総務係

(2) 電話 048（829）1083

さいたま市告示第535号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第53条第1項本文及び第54条の2第1項本文に規定する指定を次のとおり指定したので、第78条第1項第1号、第78条の11第1項第1号、第85条第1項第1号、第115条の10第1項第1号及び第115条の20第1項第1号の規定により告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) うみそら訪問看護ステーション

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市緑区東浦和7丁目32番地18 東浦和春栄ビル606
- イ 事業種別 訪問看護
- ウ 申請者 合同会社うみそら訪問看護ステーション
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市緑区宮本2丁目18番地38
- オ 代表者 代表社員 植野 広太
- カ 指定番号 1166591572
- キ 指定年月日 令和4年4月1日

(2) うみそら訪問看護ステーション

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市緑区東浦和7丁目32番地18 東浦和春栄ビル606
- イ 事業種別 介護予防訪問看護
- ウ 申請者 合同会社うみそら訪問看護ステーション
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市緑区宮本2丁目18番地38
- オ 代表者 代表社員 植野 広太
- カ 指定番号 1166591572
- キ 指定年月日 令和4年4月1日

(3) 小児特化型訪問看護リハビリステーション ルポ

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市緑区東浦和4丁目6番地2 エスプリット東浦和103
- イ 事業種別 訪問看護
- ウ 申請者 株式会社 gentillesse et repos
- エ 申請者住所 埼玉県越谷市南荻島4207番地5
- オ 代表者 代表取締役 石井 直樹
- カ 指定番号 1166591580
- キ 指定年月日 令和4年4月1日

(4) 小児特化型訪問看護リハビリステーション ルポ

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市緑区東浦和4丁目6番地2 エスプリット東浦和103
- イ 事業種別 介護予防訪問看護
- ウ 申請者 株式会社 gentillesse et repos
- エ 申請者住所 埼玉県越谷市南荻島4207番地5
- オ 代表者 代表取締役 石井 直樹
- カ 指定番号 1166591580

キ 指定年月日 令和4年4月1日

(5) 訪問看護ステーション花梨

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市岩槻区愛宕町7番1号 シェアハウゼン大照 1F

イ 事業種別 訪問看護

ウ 申請者 合同会社ウィズアス

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市岩槻区西原台1丁目3番96号 1

オ 代表者 代表社員 塩田 茜

カ 指定番号 1166591598

キ 指定年月日 令和4年4月1日

(6) 訪問看護ステーション花梨

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市岩槻区愛宕町7番1号 シェアハウゼン大照 1F

イ 事業種別 介護予防訪問看護

ウ 申請者 合同会社ウィズアス

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市岩槻区西原台1丁目3番96号 1

オ 代表者 代表社員 塩田 茜

カ 指定番号 1166591598

キ 指定年月日 令和4年4月1日

(7) 訪問看護ステーション はな 大宮

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目1番地10 OZ SAKURA ビル 8F

イ 事業種別 訪問看護

ウ 申請者 株式会社 OZ ビルメンテナンス

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目1番地10

オ 代表者 代表取締役 三井 昌秀

カ 指定番号 1166591606

キ 指定年月日 令和4年4月1日

(8) 訪問看護ステーション はな 大宮

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目1番地10 OZ SAKURA ビル 8F

イ 事業種別 介護予防訪問看護

ウ 申請者 株式会社 OZ ビルメンテナンス

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目1番地10

オ 代表者 代表取締役 三井 昌秀

カ 指定番号 1166591606

キ 指定年月日 令和4年4月1日

(9) 彩のうらわ訪問看護ステーション

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区上木崎6丁目17番2号 上木崎6丁目ビル1階

イ 事業種別 訪問看護

ウ 申請者 合同会社 S A I

エ 申請者住所 埼玉県川口市芝新町18-30 コーポ関根102号

オ 代表者 代表社員 大畑 裕史

カ 指定番号 1166591614

キ 指定年月日 令和4年4月1日

(10) 彩のうらわ訪問看護ステーション

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区上木崎6丁目17番2号 上木崎6丁目ビル1階

イ 事業種別 介護予防訪問看護

ウ 申請者 合同会社SAI

エ 申請者住所 埼玉県川口市芝新町18-30 コーポ関根102号

オ 代表者 代表社員 大畑 裕史

カ 指定番号 1166591614

キ 指定年月日 令和4年4月1日

(11) 合同会社TRAIL

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目410番地2 若林倉庫3階

イ 事業種別 訪問介護

ウ 申請者 合同会社TRAIL

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目410番地2 若林倉庫3階

オ 代表者 代表社員 中野 聡実

カ 指定番号 1176519666

キ 指定年月日 令和4年4月1日

(12) ケアコンダクターさつき

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区曲本1丁目4番4号

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 申請者 有限会社ケアーステーションさつき

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区曲本1丁目4番4号

オ 代表者 取締役 祖父江 紀子

カ 指定番号 1176519674

キ 指定年月日 令和4年4月1日

(13) ツクイさいたま宮原

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区吉野町1丁目353番地4

イ 事業種別 通所介護

ウ 申請者 株式会社ツクイ

エ 申請者住所 神奈川県横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号

オ 代表者 代表取締役 高島 毅

カ 指定番号 1176519682

キ 指定年月日 令和4年4月1日

(14) カインドケア北浦和

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎2丁目4番20号 桜ガーデン北浦和1階

イ 事業種別 通所介護

ウ 申請者 カインドケア株式会社

エ 申請者住所 埼玉県所沢市けやき台1丁目19番11号

オ 代表者 代表取締役 西村 大樹

カ 指定番号 1176519690

キ 指定年月日 令和4年4月1日

(15) ケアプランひばり浦和

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区鹿手袋3丁目15番13号

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 申請者 株式会社ケアプランニング

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区日進町2丁目541番地1

オ 代表者 代表取締役 富井 武敏

カ 指定番号 1176519708

キ 指定年月日 令和4年4月1日

(16) 居宅介護支援事業所 くるり

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区太田窪5丁目24番11号 コーポしみず102

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 申請者 株式会社このはな

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市浦和区木崎2丁目23番10号

オ 代表者 代表取締役 寺内 幸恵

カ 指定番号 1176519716

キ 指定年月日 令和4年4月1日

(17) 西おおみや翔裕館

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市西区大字指扇3624番地

イ 事業種別 特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社サンガジャパン

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目252番地

オ 代表者 代表取締役 神成 裕介

カ 指定番号 1176519724

キ 指定年月日 令和4年4月1日

(18) 西おおみや翔裕館

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市西区大字指扇3624番地

イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社サンガジャパン

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目252番地

オ 代表者 代表取締役 神成 裕介

カ 指定番号 1176519724

キ 指定年月日 令和4年4月1日

(19) だんらんの家 指扇

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市西区大字指扇1118番地36

イ 事業種別 地域密着型通所介護

ウ 申請者 日本介護事業株式会社

エ 申請者住所 東京都墨田区横網1丁目2番28号

オ 代表者 代表取締役 西村 優子

カ 指定番号 1196501322

キ 指定年月日 令和4年4月1日

(20) グループホーム フルーレ指扇

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市西区大字指扇1377番地1

イ 事業種別 認知症対応型共同生活介護

ウ 申請者 社会福祉法人フルホープ

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市西区大字指扇字向1277番地11

オ 代表者 理事長 竹中 延公

カ 指定番号 1196501330

キ 指定年月日 令和4年4月1日

(21) グループホーム フルーレ指扇

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市西区大字指扇1377番地1

イ 事業種別 介護予防認知症対応型共同生活介護

ウ 申請者 社会福祉法人フルホープ

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市西区大字指扇字向1277番地11

オ 代表者 理事長 竹中 延公

カ 指定番号 1196501330

キ 指定年月日 令和4年4月1日

(22) 地域密着型特別養護老人ホーム フォルテーラ指扇

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市西区大字指扇1377番地1

イ 事業種別 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ウ 申請者 社会福祉法人フルホープ

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市西区大字指扇字向1277番地11

オ 代表者 理事長 竹中 延公

カ 指定番号 1196501348

キ 指定年月日 令和4年4月1日

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第536号

介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づき、次のとおり第1号事業者の指定をしたため告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) 合同会社TRAIL

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目410番地2 若林倉庫3階
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 合同会社TRAIL
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目410番地2 若林倉庫3階
- オ 代表者 代表社員 中野 聡実
- カ 指定番号 1176519666
- キ 指定年月日 令和4年4月1日

(2) 合同会社TRAIL

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目410番地2 若林倉庫3階
- イ 事業種別 家事支援型訪問サービス
- ウ 申請者 合同会社TRAIL
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目410番地2 若林倉庫3階
- オ 代表者 代表社員 中野 聡実
- カ 指定番号 1176519666
- キ 指定年月日 令和4年4月1日

(3) ツクイさいたま宮原

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区吉野町1丁目353番地4
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 株式会社ツクイ
- エ 申請者住所 神奈川県横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号
- オ 代表者 代表取締役 高島 毅
- カ 指定番号 1176519682
- キ 指定年月日 令和4年4月1日

(4) カインドケア北浦和

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎2丁目4番20号 桜ガーデン北浦和1階
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 カインドケア株式会社
- エ 申請者住所 埼玉県所沢市けやき台1丁目19番11号
- オ 代表者 代表取締役 西村 大樹
- カ 指定番号 1176519690
- キ 指定年月日 令和4年4月1日

(5) まちのリハビリ室 わらびベース

- ア 事業所住所 埼玉県蕨市中央 5-9-20

イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
ウ 申請者 合同会社 Aubergine
エ 申請者住所 埼玉県川口市柳崎 5-4-4
オ 代表者 代表社員 茄子川 知浩
カ 指定番号 1171401175
キ 指定年月日 令和4年4月1日

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第537号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条第1項第2号及び第85条第1項第2号及び第115条の10第1項第2号の規定により告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 廃止した施設・事業所

(1) ニチイケアセンター 南浦和

ア 住所 埼玉県さいたま市南区南浦和2丁目22番12号 フィールビル1F

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 申請者 株式会社 ニチイ学館

エ 申請者住所 東京都千代田区神田駿河台2-9

オ 代表者 代表取締役 森 信介

カ 指定番号 1170100265

キ 廃止年月日 令和4年2月28日

(2) ニチイケアセンター 南浦和

ア 住所 埼玉県さいたま市南区南浦和2丁目22番12号 フィールビル1F

イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス

ウ 申請者 株式会社 ニチイ学館

エ 申請者住所 東京都千代田区神田駿河台2-9

オ 代表者 代表取締役 森 信介

カ 指定番号 1170100265

キ 廃止年月日 令和4年3月31日

(3) ニチイケアセンター 浦和中央

ア 住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目13番19号 K2ビル1F

イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス

ウ 申請者 株式会社 ニチイ学館

エ 申請者住所 東京都千代田区神田駿河台2-9

オ 代表者 代表取締役 森 信介

カ 指定番号 1170100513

キ 廃止年月日 令和4年3月31日

(4) ニチイケアセンター 浦和

ア 住所 埼玉県さいたま市桜区大字下大久保186番地7

イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス

ウ 申請者 株式会社 ニチイ学館

エ 申請者住所 東京都千代田区神田駿河台2-9

オ 代表者 代表取締役 森 信介

カ 指定番号 1170100885

キ 廃止年月日 令和4年3月31日

(5) ニチイケアセンター大宮

- ア 住所 埼玉県さいたま市大宮区東町2丁目290番地 島村ビル1階
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 株式会社 ニチイ学館
- エ 申請者住所 東京都千代田区神田駿河台2-9
- オ 代表者 代表取締役 森 信介
- カ 指定番号 1170300493
- キ 廃止年月日 令和4年3月31日

(6) ニチイケアセンター北浦和

- ア 住所 埼玉県さいたま市浦和区北浦和1丁目4番1号 グッドビル北浦和IV102室
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 株式会社 ニチイ学館
- エ 申請者住所 東京都千代田区神田駿河台2-9
- オ 代表者 代表取締役 森 信介
- カ 指定番号 1176502910
- キ 廃止年月日 令和4年3月31日

(7) ニチイケアセンター宮原

- ア 住所 埼玉県さいたま市北区宮原町3丁目355番地 MNビル1F
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 株式会社 ニチイ学館
- エ 申請者住所 東京都千代田区神田駿河台2-9
- オ 代表者 代表取締役 森 信介
- カ 指定番号 1176503611
- キ 廃止年月日 令和4年3月31日

(8) ニチイケアセンター大谷口

- ア 住所 埼玉県さいたま市南区大字大谷口5322番地
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 株式会社 ニチイ学館
- エ 申請者住所 東京都千代田区神田駿河台2-9
- オ 代表者 代表取締役 森 信介
- カ 指定番号 1176505079
- キ 廃止年月日 令和4年3月31日

(9) 介護付有料老人ホーム みんなの家・大宮つつじヶ丘公園

- ア 住所 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目214番地3
- イ 事業種別 特定施設入居者生活介護
- ウ 申請者 ALSOK介護株式会社
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区三橋2丁目795番地
- オ 代表者 代表取締役 宮澤 裕一
- カ 指定番号 1176510301

キ 廃止年月日 令和4年2月28日

(10) 介護付有料老人ホーム みんなの家・大宮つつじヶ丘公園

ア 住所 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目214番地3

イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 A L S O K介護株式会社

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区三橋2丁目795番地

オ 代表者 代表取締役 宮澤 裕一

カ 指定番号 1176510301

キ 廃止年月日 令和4年2月28日

(11) りふれ浦和ヘルパーステーション

ア 住所 埼玉県さいたま市桜区西堀9丁目9番23号

イ 事業種別 訪問介護

ウ 申請者 社会福祉法人ハッピーネット

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市桜区南元宿2丁目6番22号

オ 代表者 理事長 伏見 広一

カ 指定番号 1176511192

キ 廃止年月日 令和4年3月31日

(12) りふれ浦和ヘルパーステーション

ア 住所 埼玉県さいたま市桜区西堀9丁目9番23号

イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス

ウ 申請者 社会福祉法人ハッピーネット

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市桜区南元宿2丁目6番22号

オ 代表者 理事長 伏見 広一

カ 指定番号 1176511192

キ 廃止年月日 令和4年3月31日

(13) りふれ浦和居宅介護支援センター

ア 住所 埼玉県さいたま市桜区西堀9丁目9番23号

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 申請者 社会福祉法人ハッピーネット

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市桜区南元宿2丁目6番22号

オ 代表者 理事長 伏見 広一

カ 指定番号 1176511200

キ 廃止年月日 令和4年3月31日

(14) リハ倶楽部水凜

ア 住所 埼玉県さいたま市中央区八王子1丁目4番10号

イ 事業種別 運動型通所サービス

ウ 申請者 株式会社ネプシス

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎1220番地

オ 代表者 代表取締役 関 義男

カ 指定番号 1176512273

キ 廃止年月日 令和4年3月31日

(15) ヒューマンサポート宮原デイサービスセンター

ア 住所 埼玉県さいたま市北区吉野町1丁目353番地4

イ 事業種別 通所介護

ウ 申請者 株式会社日本ヒューマンサポート

エ 申請者住所 埼玉県春日部市備後西五丁目1番44号

オ 代表者 代表取締役 久野 義博

カ 指定番号 1176513040

キ 廃止年月日 令和4年3月31日

(16) ヒューマンサポート宮原デイサービスセンター

ア 住所 埼玉県さいたま市北区吉野町1丁目353番地4

イ 事業種別 介護予防通所介護サービス

ウ 申請者 株式会社日本ヒューマンサポート

エ 申請者住所 埼玉県春日部市備後西五丁目1番44号

オ 代表者 代表取締役 久野 義博

カ 指定番号 1176513040

キ 廃止年月日 令和4年3月31日

(17) 土屋訪問介護事業所 さいたま

ア 住所 埼玉県さいたま市南区南浦和2丁目40番1号 第2愛興ビル307号

イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス

ウ 申請者 ユースタイルラボラトリー株式会社

エ 申請者住所 東京都中野区中央1-35-6 レッチフィールド中野坂上ビル6F

オ 代表者 代表取締役 大畑健

カ 指定番号 1176514840

キ 廃止年月日 令和4年3月31日

(18) デイサービス ラスベガス浦和美園

ア 住所 埼玉県さいたま市緑区美園5丁目43番地10

イ 事業種別 介護予防通所介護サービス

ウ 申請者 日本シニアライフ株式会社

エ 申請者住所 東京都港区東麻布一丁目25番3号

オ 代表者 代表取締役 森 薫

カ 指定番号 1176517173

キ 廃止年月日 令和4年3月31日

(19) アローステップ

ア 住所 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目410番地2若林倉庫2階

イ 事業種別 訪問介護

ウ 申請者 合同会社アローステップ

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目410番地2若林倉庫2階

オ 代表者 代表社員 中野 聡実

カ 指定番号 1176517421

キ 廃止年月日 令和4年3月31日

(20) アローステップ

ア 住所 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目410番地2若林倉庫2階

イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス

ウ 申請者 合同会社アローステップ

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目410番地2若林倉庫2階

オ 代表者 代表社員 中野 聡実

カ 指定番号 1176517421

キ 廃止年月日 令和4年3月31日

(21) アローステップ

ア 住所 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目410番地2若林倉庫2階

イ 事業種別 家事支援型訪問サービス

ウ 申請者 合同会社アローステップ

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目410番地2若林倉庫2階

オ 代表者 代表社員 中野 聡実

カ 指定番号 1176517421

キ 廃止年月日 令和4年3月31日

(22) ニチイケアセンター鈴谷

ア 住所 埼玉県さいたま市中央区鈴谷6丁目1番地4

イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス

ウ 申請者 株式会社 ニチイ学館

エ 申請者住所 東京都千代田区神田駿河台2-9

オ 代表者 代表取締役 森 信介

カ 指定番号 1176517744

キ 廃止年月日 令和4年3月31日

(23) ニチイケアセンター浦和さくら

ア 住所 埼玉県さいたま市桜区田島5丁目24番8号 小田切ビル1F

イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス

ウ 申請者 株式会社 ニチイ学館

エ 申請者住所 東京都千代田区神田駿河台2-9

オ 代表者 代表取締役 森 信介

カ 指定番号 1176517843

キ 廃止年月日 令和4年3月31日

(24) ニチイケアセンター土呂

ア 住所 埼玉県さいたま市北区土呂町1丁目18番地18NKビル1階

イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス

ウ 申請者 株式会社 ニチイ学館

エ 申請者住所 東京都千代田区神田駿河台2-9

オ 代表者 代表取締役 森 信介

カ 指定番号 1176517850

キ 廃止年月日 令和4年3月31日

(25) アズミ介護ステーション

ア 住所 埼玉県戸田市上戸田3-26-1

イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス

ウ 申請者 株式会社アズミコーポレーション

エ 申請者住所 埼玉県川口市芝4-7-24

オ 代表者 代表取締役 小林 英子

カ 指定番号 1171900739

キ 廃止年月日 令和4年3月31日

(26) デイサービス みどりの丘イースト

ア 住所 埼玉県行田市大字長野926番地2

イ 事業種別 介護予防通所介護サービス

ウ 申請者 株式会社 みどりの丘

エ 申請者住所 埼玉県行田市大字長野926番地2

オ 代表者 代表取締役 山岸 克也

カ 指定番号 1173700681

キ 廃止年月日 令和4年2月28日

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第538号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和4年 3月25日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 56台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

さいたま市告示第539号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づく収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 受託者

所在地 さいたま市大宮区堀の内町2丁目3番地1

名 称 アシマ株式会社

代表者 代表取締役 佐々木 隆浩

2 委託事務

北区役所における有償刊行物の頒布に係る売払代金の収納事務

3 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市北区役所くらし応援室

(2) 電話 048（669）6026

さいたま市告示第540号

地方自治法施行令第158条第1項の規定により、大宮盆栽美術館ミュージアムグッズの有償頒布業務の代金収納事務を委託したので、さいたま市会計規則第37条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 受託者

所在地 埼玉県さいたま市南区根岸1-7-1

名 称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団

2 委託事務

大宮盆栽美術館ミュージアムグッズの頒布に係る売払代金の収納事務

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 スポーツ文化局 文化部 大宮盆栽美術館 管理係

(2) 電話 048(780)2092

さいたま市告示第541号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

令和4年度さいたま市道路網計画改定業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市道路網計画改定業務

(2) 履行場所

さいたま市全域

(3) 業務概要

要求水準書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は17,239,200円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に、業務「建設コンサルタント／道路／交通及び路線」、「建設コンサルタント／道路／道路」及び「建設コンサルタント／都市計画及び地方計画／土地利用計画」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p087619.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和4年4月19日（火）まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書 1部

(2) 提出期間

本招請日から令和4年4月19日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市局都市計画部都市計画課
担当 都市施設係 電話 048（829）1404

(4) 提出方法

持参

5 質問及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

令和4年4月1日（金）から令和4年4月11日（月）まで

(2) 質問方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス toshi-keikaku@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

4(3)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和4年4月14日（木）までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（8部）

イ 見積書（1部）

(2) 提出期間

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

令和4年4月21日（木）から令和4年5月2日（月）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

7 審査・選定

企画提案書等の内容について、「令和4年度さいたま市道路網計画改定業務事業者選定委員会」において審査を行う。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8 その他

(1) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(3) 詳細は、実施要領による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市都市局都市計画部都市計画課都市施設係

電話 048(829)1404

FAX 048(829)1979

さいたま市告示第542号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定によりさいたま市東部環境センターの塵芥処理手数料の収入事務を次のとおり委託した。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 受託者の名称
株式会社ケント・コーポレーション
- 2 住所
さいたま市浦和区本太2-9-24
- 3 代表者名
代表取締役 森谷 行雄
- 4 委託期間
令和4年4月1日より令和5年3月31日までの土曜日、国民の祝日（元日及び土・日を除く）及びその振替休日、年末の令和4年12月29日、30日、31日
- 5 契約年月日
令和4年3月22日
- 6 委託事務
さいたま市東部環境センターの塵芥処理手数料の収納事務

さいたま市告示第543号

令和4年度さいたま市一般廃棄物処理実施計画を定めたので、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成13年条例第195号）第21条第1項の規定に基づき、これを告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）第6条第1項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。）第1条の3及びさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成13年条例第195号）第21条第1項の規定に基づき、さいたま市一般廃棄物処理実施計画を以下のとおり定める。

2 計画書

別紙のとおり（別紙省略）

3 計画期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

4 計画の区域

さいたま市の区域全域とする。

さいたま市告示第544号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に規定する収納事務の委託を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した者

- (1) 住 所 さいたま市大宮区吉敷町2丁目23番地
- (2) 名 称 さいたま食肉市場株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 金子健司

2 指定業務および期間

- (1) 業務 と畜検査手数料収納業務
- (2) 期間 令和4年4月1日~令和5年3月31日

さいたま市告示第545号

地方自治法施行令第158条の2第1項の規定に基づき、市税等（市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）及び国民健康保険税）の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2条の規定により告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 受託者及び委託内容

	受託者			委託内容
	名称	所在地	代表者	
(1)	りそな決済サービス株式会社	東京都江東区木場一丁目5番25号	代表取締役 広川正則	市税等収納事務の取りまとめ 直営店舗及び加盟店舗における市税等の収納
(2)	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	代表取締役社長 永松文彦	
(3)	株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	代表取締役社長 竹増貞信	
(4)	株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号	代表取締役社長 細見研介	
(5)	ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	代表取締役社長 藤本明裕	
(6)	株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	代表取締役社長 目黒俊治	
(7)	株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地	代表取締役 丸谷智保	
(8)	山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	代表取締役社長 飯島延宏	
(9)	株式会社しんきん情報サービス	東京都品川区西品川一丁目1番1号	代表取締役 飯吉真	

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

さいたま市告示第546号

さいたま市一般廃棄物（死犬・猫等）処理手数料の収納事務の一部について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に基づき次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、4月1日から適用する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 受託業者の住所、名称、代表者

さいたま市桜区新開1丁目25番1号

株式会社オリエントプランニング 代表取締役 渡辺 江美

さいたま市西区宝来120番地2号

株式会社協和清掃運輸 さいたま支社 支社長 川目 慎一

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

さいたま市告示第547号

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成13年さいたま市条例第195号）第29条第2項に規定する一般廃棄物処理手数料の収納事務の一部について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に基づき、次の者に委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 受託者の名称、住所、代表者の氏名等（50音順）

①	株式会社セイコーマート（セイコーマート） 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 代表取締役 赤尾 洋昭
②	株式会社セブン-イレブン・ジャパン（セブン-イレブン） 東京都千代田区二番町8番地8 代表取締役 永松 文彦
③	山崎製パン株式会社（デイリーヤマザキ） 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 デイリーヤマザキ事業統括本部長 植田 一裕
④	株式会社JR東日本クロスステーション リテールカンパニー大宮支店（ニューデイズ） 埼玉県さいたま市大宮区大門町3-82-1MIIビル3階 支店長 野本 義行
⑤	株式会社ファミリーマート（ファミリーマート） 東京都港区芝浦三丁目1番21号 代表取締役社長 細見 研介
⑥	ミニストップ株式会社（ミニストップ） 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1号 代表取締役社長 藤本 明裕
⑦	株式会社ローソン（ローソン） 東京都品川区大崎一丁目11番2号 代表取締役 竹増 貞信

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

さいたま市告示第548号

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成13年さいたま市条例第195号）第29条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料の収納事務の一部について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に基づき、次の者に委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 受託者の名称、所在地、代表者の氏名等

事項	内容
名称	特定非営利活動法人エコシステムさいたま
所在地	埼玉県さいたま市見沼区深作3-41-10
代表者氏名	理事 深澤修治

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第549号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、固定資産の価格等を令和4年度固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第550号

さいたま市都市計画下水道事業施行に伴う受益者負担金徴収のため、さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成13年さいたま市条例第273号）第6条の規定により、令和4年度の賦課対象区域を次のとおり決定し公告する。

なお、関係書類は本市建設局下水道部下水道総務課において縦覧に供する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 賦課対象区域

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第551号

さいたま市狂犬病予防法関係事務手数料条例（平成13年5月1日さいたま市条例第70号）第2条に規定する犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の収納事務の一部を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 受託者

別紙のとおり（別紙省略）

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

さいたま市告示第552号

さいたま市市営住宅条例（平成13年さいたま市条例第267号）第4条第1項に規定する市営住宅入居者募集を次のとおり実施するので、同条第2項第3号の規定により告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 募集住宅

別紙のとおり（別紙省略）

2 入居資格

- (1) 申込みできる方は、以下のすべての要件を満たしている必要があります。
 - ア 現に同居し、又は同居しようとする親族がいること（単身住宅を除く）
 - イ 市内に住所又は勤務場所を有していること
 - ウ 地方税に滞納がないこと
 - エ 申込者又は同居親族が暴力団員でないこと
 - オ 現に住宅に困窮していることが明らかでないこと
 - カ 世帯全員の収入の総額が条例で定める基準内であること

3 申込み方法

- (1) 募集案内の配布場所
 - ア 市役所住宅政策課
 - イ 各区役所くらし応援室
 - ウ 各支所
 - エ 各市民の窓口
 - オ 岩槻南部・北部公民館
 - カ 埼玉県住宅供給公社（市町村営住宅課、大宮支所、岩槻支所、住まい相談プラザ）
- (2) 申込期間 令和4年4月1日（金）から令和4年4月30日（土）
- (3) 申込先 埼玉県住宅供給公社市町村営住宅課
- (4) 申込方法 郵送

4 選考方法の概要

公開抽選による 抽選日：令和4年5月20日（金）

5 入居時期

令和4年8月1日（月）以降

6 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所建設局建築部住宅政策課住宅整備係
- (2) 電話 048（829）1521
- FAX 048（829）1982

さいたま市告示第553号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づく収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 受託者

- (1) 所在地 さいたま市浦和区仲町三丁目12番10号
- (2) 名称 埼玉県住宅供給公社
- (3) 代表者 理事長 石川 幸彦

2 委託事務

- (1) 市営住宅及び市民住宅の家賃の収納事務
- (2) 市営住宅の家賃及び駐車場使用料の延滞金の収納事務
- (3) 借上げ市営住宅における共益費の収納事務
- (4) 市営住宅及び市民住宅の駐車場使用料の収納事務

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 建設局 建築部 住宅政策課 住宅整備係
- (2) 電話 048（829）1521

さいたま市告示第554号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者について、同条第2項の規定により指定したので下記のとおり告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定納付受託者

- (1) 名 称 ヤフー株式会社
- (2) 事業所の所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定をした日

令和4年4月1日

3 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所水道局業務部営業課営業企画係
- (2) 電話 048（714）3084

さいたま市告示第555号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者について、同条第2項の規定により指定したので下記のとおり告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定納付受託者

- (1) 名 称 株式会社トラストバンク
- (2) 事業所の所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

2 指定する期間

令和4年4月1日 から 令和5年3月31日

3 取り扱う歳入等の種類

寄附金

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所財政局財政部財政課財源係
- (2) 電話 048（829）1155

さいたま市告示第556号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者について、同条第2項の規定により指定したので下記のとおり告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定納付受託者

(1) 名 称 楽天グループ株式会社

(2) 事業所の所在地 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス

2 指定する期間

令和4年4月1日 から 令和5年3月31日

3 取り扱う歳入等の種類

寄附金

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所財政局財政部財政課財源係

(2) 電話 048（829）1155

さいたま市告示第557号

さいたま市下水道条例（平成13年さいたま市条例第270号）第8条に規定する下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定したため、さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（平成13年さいたま市条例第272号）第17条の規定により告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した下水道排水設備指定工事店

次の表のとおり

指定番号	名称	営業所の所在地	氏名又は代表者名
第411号	蒼水設備	さいたま市緑区大字三室 202-66 アールガレージ浦和東 I 103号室	古賀 拓磨
第412号	株式会社 湊川建設	さいたま市西区大字飯田新田 86番地 1	箕輪 登

2 指定基準

- 責任技術者が1人以上専属していること。
- 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- 埼玉県内に営業所があること。
- 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
 - 工事業者（法人にあつては代表者）が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 工事業者（法人にあつては代表者）が、さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（以下「指定工事店条例」という。）第15条第1項の規定により責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - 指定工事店条例第6条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - 工事業者（法人にあつては代表者）が、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - 法人で、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

3 指定業務

排水設備等の新設等の工事

4 指定有効期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

5 連絡先

- 担当 さいたま市役所建設局下水道部下水道維持管理課 排水指導係
- 電話 048（829）1559

さいたま市告示558号

さいたま市みどりの条例（平成13年5月1日条例第248号）第6条の規定に基づき、保存緑地保全区域として次のとおり指定したので告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保存緑地

（1）指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

（2）指定番号、所在地、指定地積、区域面積

別添のとおり（別添省略）

（3）図面

別添のとおり（別添省略）

さいたま市告示第559号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づく収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 受託者

- (1) 所在地 さいたま市中央区新都心11-2 さいたま新都心LAタワー30F
- (2) 名 称 株式会社クリーン工房
- (3) 代表者 代表取締役 川鍋 大二

2 委託事務

西区役所情報公開コーナーにおける有償刊行物の頒布に係る売払代金収納事務

3 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市西区役所くらし応援室
- (2) 電話 048(620)2626

さいたま市告示第560号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項の規定により指定情報公表センターに関する業務について委託をしたので、介護保険法施行令第37条の11で準用する第37条の4第1項の規程により告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 受託者

- (1) 名 称 特定非営利活動法人ケアマネジメントサポートセンター
- (2) 所 在 地 さいたま市中央区下落合五丁目10番5号
- (3) 代 表 者 理事長 西村 朋子

2 情報公表センター名称

さいたま市指定情報公表センター

3 情報公表センター所在地

さいたま市中央区下落合五丁目10番5号

4 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 委託内容

- (1) 情報公表の計画作成・報告等に関する周知
- (2) 情報の審査・受理・公表・問合せ対応
- (3) 運営管理業務

6 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048（829）1265

さいたま市告示第561号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字釣上字神明島254番2、269番4、270番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和3年10月21日
第開-N2021103号
- 4 検査済証番号
令和4年3月31日
第完-N2021103号

さいたま市告示第562号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市浦和区大字三崎399番15、399番16、399番17、399番18
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和4年2月22日
第 変 - S 2 0 2 0 0 4 2 号
- 4 検査済証番号
令和4年4月1日
第 完 - S 2 0 2 0 0 4 2 号

さいたま市告示第563号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次の医師を指定したので告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医師

別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第564号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療（育成医療、更生医療）を担当させる機関として次のものを指定したので告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医療機関

別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第565号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
第64条の規定に基づき、指定医療機関の開設者から次のとおり変更の届出があったので告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更の届出のあった医療機関

別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第566号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（育成医療、更生医療）を担当する指定医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和4年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 更新した医療機関

別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第567号

さいたま市の発注する「さいたま鴻巣線バイパス道路改良工事（R4）」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年4月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本告示日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本告示日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	04-4459-2	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
工事名	さいたま鴻巣線バイパス道路改良工事（R4）	
工事場所	さいたま市桜区中島3丁目地内外	
履行期間	契約確定の日から令和5年3月10日まで	
概要	延長340m 幅員44m 道路土工一式 排水構造物工277m 安全施設工355m 撤去工一式 舗装工3140㎡	
予定価格（税込）	156,684,000円	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和4年4月21日（木）午前9時から 令和4年4月25日（月）午後5時まで	
入札書提出期間	令和4年4月26日（火）午前9時から 令和4年4月27日（水）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年4月28日（木）午前10時00分	
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年4月4日（月）から						
	質問受付期間	令和4年4月4日（月）午前9時から 令和4年4月20日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年4月25日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課 電話 048-840-6212							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第568号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11の規定により別紙（別紙省略）のとおり告示する。

令和4年4月4日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第569号

「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更を行ったので、同法第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告するとともに、同条第2項の規定により当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月4日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 農用地利用計画の縦覧場所
さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課
- 2 農用地利用計画の縦覧期間
令和4年4月4日以降常時備え置いてあります。
- 3 連絡先
担当 さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課
電話 048（829）1377

さいたま市告示第570号

「さいたま医工連携アドバイザーリーボード」運用等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和4年4月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

「さいたま医工連携アドバイザーリーボード」運用等業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 外

(3) 業務概要

仕様書の通り

(4) 履行期間

契約日から令和5年3月24日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「その他の計画策定」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

担当 新産業育成係 電話 048（829）1371

(2) 交付期間

令和4年4月4日（月）から令和4年4月15日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。ただし、交付最終日は午前9時から

正午までとする。）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者は、入札参加申込み及び入札参加資格の確認審査（以下、「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。

(1) 提出書類

入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

令和4年4月4日（月）から令和4年4月15日（金）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

ア 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により受付期間必着とする。）

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

競争入札参加申込み及び参加資格確認の申請を行った者に対し確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付日時

令和4年4月18日（月）午後2時から午後4時まで

(2) 交付場所

3(1)に同じ

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において、本市で封入封緘以外の作業が発生しないよう整えた返信用封筒を添付し、郵送希望を申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めて見積もること。なお、落札決定

に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月22日（金）午後2時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階小ホール

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月22日（金）入札終了後、直ちに行う

イ 場所

7(2)イに同じ

(4) 入札保証金

ア 見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、本入札において入札保証金の免除を希望する者は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する資料（完了検査結果通知等の写し等）と入札保証金免除申請書を提出すること。

イ 免除の可否についての審査が終了したときは、その結果を5の通知と合わせて申請者に通知する。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部経済政策課

電話 048（829）1363

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

電話 048（829）1371

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただしさいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は入札説明書による。

さいたま市告示第571号

さいたま市繁華街巡回業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) さいたま市繁華街巡回業務
- (2) 履行場所
さいたま市大宮区仲町1丁目 外
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和5年3月27日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「警備」の受注希望業務「警備（機械警備業務を除く）」で登録されていること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 本告示日において、警備業法第4条に基づく認定を受けており、一般社団法人埼玉県警備業協会に加盟している者であること。
- (5) 平成29年度以降に国又は地方公共団体において、同種業務の契約を締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付等

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するとともに仕様書を貸与する。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部商業振興課
電話 048（829）1364
- (2) 交付期間

本告示日から令和4年4月14日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認審査申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認審査申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年4月18日（月）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月22日（金）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 ときわ会館5階小ホール

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月22日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法等

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した入札書比較価格（100分の100を乗じた価格）の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格の100分の100の価格以上の価格で入札したもののうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課
電話 048（829）1363

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部商業振興課
電話 048（829）1364

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部商業振興課及びホームページにおいて閲覧できる。
<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第572号

さいたま市立病院中期経営計画進行管理支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院中期経営計画進行管理支援業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月22日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「計画策定」並びに受注希望業務「総合計画」又は「その他の計画策定」で掲載されている者。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成28年4月1日以降、一般病床500床以上の自治体立病院において、中期経営計画の策定若しくは改訂又は進行管理支援業務の履行実績を3件以上有している者であること。

(5) 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの有資格者であり、実務経験が5年以上の者を2名以上担当者として配置すること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課
担当 財務企画係 電話 048（873）4265

- (2) 交付期間
告示の日から令和4年4月12日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
- (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
 - (1) 提出書類
ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参又は郵送
※郵送の場合、提出は受付期間中に必着とする。
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和4年4月14日（木）午前8時30分から午後5時15分まで
 - (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
 - (1) 入札方法
ア 郵送（一般書留又は簡易書留等）による提出とする。
イ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 6(1)、(2)及び入札説明書の規定に反して提出された入札書は、無効とする。
 - (2) 入札書の到達期限及び送付先

ア 到達期限

令和4年4月18日（月）必着とする。

イ 送付先

〒336-8522 さいたま市緑区大字三室2460番地
さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月19日（火）午後1時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院別館2階会議室1

(4) 開札への立会い

入札者又はその代理人は、事前に申請した場合に限り、開札時に立ち会うことができる。

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課
電話 048-873-4265 FAX 048-873-5451

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第573号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

中央区役所周辺の公共施設再編基本計画作成業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和4年4月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

中央区役所周辺の公共施設再編基本計画作成業務

(2) 履行場所

さいたま市中央区下落合5丁目地内外

(3) 業務概要

令和3年度策定した「中央区役所周辺の公共施設再編方針」および令和3年度の委託業務の検討内容を踏まえ、各公共施設の整備方針・計画や公民連携を導入した事業スキームを整理し、「中央区役所周辺の公共施設再編基本計画(素案)」として取りまとめていくものである。なお、業務内容の詳細については要求水準書を参照すること。

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月20日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は17,930,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 特定共同企業体の場合

次に掲げるア～ウの全ての要件を満たす構成員により結成されたものとし、その結成方法は、エによるものとする。

ア 令和4年4月4日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に、業務「建築関連コンサルタント」か「建設コンサルタント」で掲載されている者であること。または、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「計画策定」で掲載されている者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(ウ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加

していないこと

ウ 令和4年4月4日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

エ 特定共同企業体の結成方法は、2者又は3者による自主結成とし、特定共同企業体協定書を締結していなければならない。また、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(ア) 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。

a 2者の場合 30パーセント以上

b 3者の場合 20パーセント以上

(イ) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。

(ウ) 構成員は、本入札に係る他の特定共同企業体の構成員以外で構成すること。

(2) 単体企業の場合

上記（1）に掲げる要件（エ以外）を全て満たしていること。また、本プロポーザルに係る特定共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p088120.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和4年4月18日（月）午後4時まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

ア 単独企業の場合

- ・ 公募型プロポーザル参加意思表明書

イ 特定共同企業体の場合

(ア) 共同企業体公募型プロポーザル参加意思表明書

(イ) 共同企業体協定書

(ウ) 共同企業体協定書第8条に基づく協定書

(エ) 委任状

(2) 提出期間

本招請日から令和4年4月18日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市局まちづくり推進部まちづくり総務課
担当 企画・支援係 電話 048（829）1445

(4) 提出方法

持参

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

令和4年4月4日（月）から令和4年4月8日（金）午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス machidukuri-somu@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

4(3)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和4年4月14日（木）までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p088120.html>

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（正本1部、副本7部）

イ 会社概要（正本1部、副本7部）

ウ 業務経歴書（正本1部、副本7部）

エ 業務の実施体制調書（正本1部、副本7部）

オ 業務工程表（正本1部、副本7部）

カ 企画提案（正本1部、副本7部）

キ 見積書（正本1部、副本7部）

(2) 提出期間

令和4年4月25日（月）から令和4年5月9日（月）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 提出書類に虚偽の記載があった者が提出した企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

7 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、中央区役所周辺の公共施設再編基本計画作成業務事業者選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8 その他

- ・ 詳細は、実施要領による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4（さいたま市役所9階）

さいたま市都市局まちづくり推進部まちづくり総務課企画・支援係

電話 048（829）1445

FAX 048（829）1976

さいたま市告示第574号

さいたま都市計画について公聴会を開催するので、さいたま市都市計画公聴会規則（平成14年さいたま市規則第101号）第2条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画の種類、名称、位置及び区域

(1) 種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(2) 名称、位置及び区域

名称 さいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

区域 さいたま市全域

2 都市計画の案の閲覧場所

さいたま市都市局都市計画部都市計画課

さいたま市都市局北部都市計画事務所都市計画指導課

さいたま市都市局南部都市計画事務所都市計画指導課

3 閲覧期間

令和4年4月6日（水）から令和4年4月20日（水）まで

ただし、土・日曜日、祝日は除く。

4 申出書の提出先

都市局 都市計画部 都市計画課

5 申出書提出期間

令和4年4月6日（水）から令和4年4月20日（水）まで

ただし、土・日曜日、祝日は除く。

6 公聴会の開催日時及び場所

日時 令和4年5月15日（日）午後2時から

場所 ときわ会館 大ホール

さいたま市告示第575号

さいたま都市計画について公聴会を開催するので、さいたま市都市計画公聴会規則（平成14年さいたま市規則第101号）第2条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画の種類、名称、位置及び区域

(1) 種類

区域区分

(2) 名称、位置及び区域

名称 さいたま都市計画区域区分

区域 さいたま市全域

2 都市計画の案の閲覧場所

さいたま市都市局都市計画部都市計画課

さいたま市都市局北部都市計画事務所都市計画指導課

さいたま市都市局南部都市計画事務所都市計画指導課

3 閲覧期間

令和4年4月6日（水）から令和4年4月20日（水）まで

ただし、土・日曜日、祝日は除く。

4 申出書の提出先

都市局 都市計画部 都市計画課

5 申出書提出期間

令和4年4月6日（水）から令和4年4月20日（水）まで

ただし、土・日曜日、祝日は除く。

6 公聴会の開催日時及び場所

日時 令和4年5月15日（日）午後2時から

場所 ときわ会館 大ホール

さいたま市告示第576号

さいたま市地域 ICT 活用支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市地域 ICT 活用支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部外

(3) 業務概要

調達仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月15日（水）まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）

に業務「電算」の受注希望業務「その他の電算」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和2年度以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体を相手方としたICTに関する人材育成に類する業務又はボランティアの育成及び活用に類する業務の契約実績を2件以上有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部
担当 デジタル改革担当 電話 048（829）1048

(2) 交付期間

本告示日から令和4年4月19日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から

ら午後4時まで。ただし、交付最終日は午前9時から正午までとする。）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者は、競争入札参加申込及び参加資格の確認審査（以下「確認審査」という）の申請を行わなければならない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 2(4)の経験を証する書類

(2) 受付期間

本告示日から令和4年4月19日（火）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送の場合は書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出期間必着とする。

(5) 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の不受理

明らかに入札参加資格がないと認められるときは、競争入札参加申込兼資格確認申請書等を受理しない。

(6) 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の取り扱い

ア 市は提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等を入札参加資格の確認審査以外には、提出者に無断で使用しない。

イ 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

ウ 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等の変更、差し替え及び再提出は認めない。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

競争入札参加資格の確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付日時

令和4年4月22日（金）午前9時から午後4時まで

(2) 交付場所

3(1)に同じ

(3) その他

郵送希望者については、4(1)の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月9日（月）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階 第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月9日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部
電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部
電話 048(829)1048 FAX 048(829)1985

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部デジタル改革担当及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は入札説明書による。

さいたま市告示第577号

令和4年4月1日付け埼玉県告示第310号に係るさいたま都市計画下水道事業さいたま公共下水道の変更認可に係わる関係図書の写しの送付があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、さいたま市建設局下水道部下水道計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年4月5日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第578号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年4月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市南区根岸二丁目683番8
- (2) 指定の年月日 令和4年4月5日
- (3) 指定の番号 第南22-001号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 16.73m

さいたま市告示第579号

さいたま都市計画事業中川第一特定土地区画整理事業の事業計画変更（第3回変更）について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第4項の規定による変更に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付を受けたため、同法第39条第2項で準用する同法第21条第6項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により下記の事項を公告する。

令和4年4月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 土地区画整理事業

さいたま都市計画事業中川第一特定土地区画整理事業

2 縦覧場所

さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

組合区画整理事業推進事務所内

さいたま市都市局まちづくり推進部区画整理支援課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日及び12月29日から1月3日を除く）

所管名：都市局まちづくり推進部区画整理支援課

告示期間の期限日：令和4年 4月20日（水）まで

さいたま市告示第580号

さいたま市法人市民税・諸税申告事務補助業務（令和4年度分）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下、「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市法人市民税・諸税申告事務補助業務（令和4年度分）

(2) 履行場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 大宮区役所5階 さいたま市北部市税事務所法人課
税課

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年5月10日から 令和5年4月28日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）

（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定を受けている者であること。

(5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条に規定する労働者派遣事業許可を受けている者であること。

(6) 本入札の告示日が属する年度の前年度及び前々年度において、派遣労働者複数名を10カ月以上の期間、主としてパソコン等を用いた事務に従事させる労働者派遣契約を、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課
担当 管理・企画係 電話 048(829)1913

(2) 交付期間

告示の日から令和4年4月14日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年4月19日（火）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない1人1時間当たりの金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。また、支払金額は、落札価格に履行した業務数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加算した

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、単価（税抜）金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月25日（月）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎地下1階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定業務数量を乗じた額（税込み）の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月25日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

電話 048(829)1160 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課

電話 048(829)1913 FAX 048(829)1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（税込み）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てること

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

はできない。

- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部市民税課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第581号

さいたま市軽自動車税申告書データ入力等補助業務（令和5年度当初課税分）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市軽自動車税申告書データ入力等補助業務（令和5年度当初課税分）

(2) 履行場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 大宮区役所5階 さいたま市北部市税事務所個人課税課

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年6月1日から令和5年5月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定を受けている者であること。

(5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条に規定する労働者派遣事業許可を受けている者であること。

(6) 本入札の告示日が属する年度の前年度及び前々年度において、派遣労働者複数名を10か月以上の期間、主としてパソコン等を用いた事務に従事させる労働者派遣契約を、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と2回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局税務部市民税課
担当　管理・企画係　電話　048（829）1913

(2) 交付期間

告示の日から令和4年4月14日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ　入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年4月19日（火）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない1人1時間当たりの金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。また、支払金額は、落札価格に履行した業務数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加算した

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、単価（税抜）金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月25日（月）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定業務数量を乗じた額（税込み）の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月25日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

電話 048(829)1160 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課

電話 048(829)1913 FAX 048(829)1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（税込み）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てること

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

はできない。

- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部市民税課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第582号

さいたま市北消防署仮設建物賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市北消防署仮設建物賃貸借
- (2) 借入場所
さいたま市北区宮原町4丁目66番地14
- (3) 業務概要
仕様書等のとおり
- (4) 借入期間
令和4年11月1日から令和5年12月31日まで
- (5) 入札参加形態
単体企業とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に業種「建築工事業」で掲載され、等級がS又はAである者、かつ、市内に本店、支店、又は営業所を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間に、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てを行っていない者、若しくは、更生手続開始の決定がされた者、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てを行っていない者、若しくは、再生手続開始の決定がされた者であること。
- (5) 設計に対応する建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく建築士事務所登録を受けている者で、当該設計及び工事監理に同法に基づく一級建築士を配置できる者であること。
- (6) 工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る技術者の資格を有する者を、同法第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技

術者は参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

- (7) 本体構造において、品質、安全の確保が優先との観点から、自社の構造設計1級建築士の設計にて適合性の確認ができる体制を整えられる者であること。
- (8) 本体部材について、品質、安全の確保が優先との観点から、ISO9001認証取得の自社工場で部材の製作・加工・整備・出荷が可能な者であること。
- (9) 過去5年以内にさいたま市内の官公庁案件で200㎡以上の賃貸借契約の締結を結んだ実績があること。

3 仕様書等の閲覧・貸出

仕様書等は、閲覧又は貸出の方法により供するものとし、閲覧又は貸出を希望する者は、仕様書等貸出申請書により、さいたま市消防局総務部消防施設課へ申請し、承認を受けなければならない。

(1) 閲覧又は貸出場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局消防施設課
担当 施設整備係 電話048(833)1431

(2) 閲覧又は貸出期間

本告示の日から令和4年4月12日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、次の(1)の書類を提出して入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

ウ 2(1)に規定する業種について、名簿に登載されていることを証する書類の写し

エ 2(5)に規定する建築士法第23条の3第2項の規定に基づく建築士事務所登録を受けていることを証する書類の写し

オ 2(5)に規定する配置予定の技術者に係る一級建築士免許証の写し

カ 2(6)に規定する配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し又は監理技術者資格者証の表面と裏面の写し及び参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証する書類の写し

キ 2(7)に規定する配置予定の技術者に係る構造設計一級建築士免許証の写し

ク 2(8)に規定する認証取得証の写し

ケ 2(9)に規定する契約実績の分かる書類の写し

(2) 一般競争入札参加資格等確認申請書の配布

ア 配布場所

3(1)に同じ

イ 配布期間

3(2)に同じ

(3) 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

ア 受付場所

3(1)に同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。ただし郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

一般競争入札参加確認申請を行なった者に対し、次により一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年4月15日（金）午前9時から午後4時まで

なお、交付日時に一般競争入札参加資格確認結果通知書の受け取りがなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4(3)の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、3(2)の期間内に質疑応答書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)に同じ

イ 提出方法

4(3)ウに同じ

ウ 受付期間

3(2)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)に同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加申請の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。なお、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(3) 入札書の提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月19日（火）午前10時00分

イ 場所

消防局庁舎4階調整室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月19日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(9) 入札の辞退

入札の参加を認められた場合であっても、入札を辞退することができる。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(11) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防施設課

電話 048(833)1431 FAX 048(833)7641

8 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に

該当する場合は、免除とする。

10 その他

契約条項等は、さいたま市消防局消防施設課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第583号

さいたま市岩槻消防署笹久保出張所仮設建物賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市岩槻消防署笹久保出張所仮設建物賃貸借
- (2) 借入場所
さいたま市岩槻区大字笹久保1328
- (3) 業務概要
仕様書等のとおり
- (4) 借入期間
令和4年11月1日から令和5年7月31日まで
- (5) 入札参加形態
単体企業とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に業種「建築工事業」で登載され、等級がS又はAである者、かつ、市内に本店、支店、又は営業所を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間に、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てを行っていない者、若しくは、更生手続開始の決定がされた者、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てを行っていない者、若しくは、再生手続開始の決定がされた者であること。
- (5) 設計に対応する建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく建築士事務所登録を受けている者で、当該設計及び工事監理に同法に基づく一級建築士を配置できる者であること。
- (6) 工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る技術者の資格を有

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

する者を、同法第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

- (7) 本体構造において、品質、安全の確保が優先との観点から、自社の構造設計1級建築士の設計にて適合性の確認ができる体制を整えられる者であること。
- (8) 本体部材について、品質、安全の確保が優先との観点から、ISO9001認証取得の自社工場で部材の製作・加工・整備・出荷が可能な者であること。
- (9) 過去5年以内にさいたま市内の官公庁案件で100㎡以上の賃貸借契約の締結を結んだ実績があること。

3 仕様書等の閲覧・貸出

仕様書等は、閲覧又は貸出の方法により供するものとし、閲覧又は貸出を希望する者は、仕様書等貸出申請書により、さいたま市消防局総務部消防施設課へ申請し、承認を受けなければならない。

(1) 閲覧又は貸出場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局消防施設課
担当 施設整備係 電話048(833)1431

(2) 閲覧又は貸出期間

本告示の日から令和4年4月12日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、次の(1)の書類を提出して入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格等確認申請書
- イ 一般競争入札参加資格等確認資料
- ウ 2(1)に規定する業種について、名簿に登載されていることを証する書類の写し
- エ 2(5)に規定する建築士法第23条の3第2項の規定に基づく建築士事務所登録を受けていることを証する書類の写し
- オ 2(5)に規定する配置予定の技術者に係る一級建築士免許証の写し
- カ 2(6)に規定する配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し又は監理技術者資格者証の表面と裏面の写し及び参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証する書類の写し
- キ 2(7)に規定する配置予定の技術者に係る構造設計一級建築士免許証の写し
- ク 2(8)に規定する認証取得証の写し
- ケ 2(9)に規定する契約実績の分かる書類の写し

(2) 一般競争入札参加資格等確認申請書の配布

ア 配布場所

3(1)に同じ

イ 配布期間

3(2)に同じ

(3) 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

ア 受付場所

3(1)に同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。ただし郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

一般競争入札参加確認申請を行なった者に対し、次により一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年4月15日（金）午前9時から午後4時まで

なお、交付日時に一般競争入札参加資格確認結果通知書の受け取りがなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4(3)の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、3(2)の期間内に質疑応答書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)に同じ

イ 提出方法

4(3)ウに同じ

ウ 受付期間

3(2)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)に同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加申請の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。なお、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(3) 入札書の提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月19日（火）午前10時30分

イ 場所

消防局庁舎4階調整室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月19日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(9) 入札の辞退

入札の参加を認められた場合であっても、入札を辞退することができる。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(11) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防施設課

電話 048(833)1431 FAX 048(833)7641

8 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

10 その他

契約条項等は、さいたま市消防局消防施設課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第584号

さいたま市老人クラブ連合会育成指導業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市老人クラブ連合会育成指導業務

(2) 履行場所

さいたま市内外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月27日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他イベント・催事」又は「その他」、「その他の福祉サービス」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去5年間に、国（独立行政法人を含む。）又は人口30万人以上の地方公共団体と、任意団体等又はイベント等の運営に係る業務の契約実績があり、かつ、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階セカンドライフ支援センター

さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課

担当 金子 電話 048(881)8627

(2) 交付期間

告示の日から令和4年4月13日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年4月18日（月）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月25日（月）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所地下第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月25日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区東高砂町11-1　コムナーレ9階セカンドライフ支援センター

さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課

電話　048（881）8627　FAX　048（881）8637

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p088190.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第585号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和4年4月12日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和4年4月6日

さいたま市長 清水 勇 人

次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
4月 2日	猫	浦和区上木崎	雑種	オス	黒/ チョコ	5～8歳	なし	やや長毛・負傷動物
4月 5日	猫	中央区下落合	雑種	オス	黒	3～6歳	なし	負傷動物
4月 5日	猫	大宮区寿能町	雑種	不明	キジ白	0～7日	なし	
4月 5日	猫	大宮区寿能町	雑種	不明	キジ白	0～7日	なし	
4月 5日	猫	大宮区寿能町	雑種	不明	三毛	0～7日	なし	
4月 5日	猫	大宮区寿能町	雑種	不明	三毛	0～7日	なし	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第586号

「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更を行ったので、同法第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告するとともに、同条第2項の規定により当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月7日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 農用地利用計画の縦覧場所
さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課
- 2 農用地利用計画の縦覧期間
令和4年4月7日以降常時備え置いてあります。
- 3 連絡先
担当 さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課
電話 048（829）1377

さいたま市公告第587号

さいたま市職員採用試験システム再構築業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市職員採用試験システム再構築業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21外

(3) 業務概要

調達仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約の翌日から令和5年3月17日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に「電算」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体と規模をほぼ同じくするシステム構築及び運用業務の契約実績を持ち、かつこれらを誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p087471.html>

(2) 交付期間

公告の日から令和4年4月21日（木）午後4時まで

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

公告の日から令和4年4月21日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階
さいたま市人事委員会事務局任用調査課
電話 048（829）1778

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和4年4月28日（木）までに発送するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月17日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月17日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市人事委員会事務局任用調査課

電話 048(829)1778 FAX 048(829)1963

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市人事委員会事務局任用調査課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第588号

教員採用選考システム再構築業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
教員採用選考システム再構築
- (2) 履行場所
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
- (3) 業務概要
入札説明書のとおり
- (4) 履行期間
契約日から令和5年3月24日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者のいずれかに該当する者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (2) さいたま市の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「電算」の資格を有すると認められた者。なお、令和3・4年度のさいたま市の業務委託に係る競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に業務「電算」で掲載されている者については、この審査を受けたものとみなす。
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市教育委員会学校教育部教職員人事課

担当 人事係 鎌田 電話 048（829）1653

(2) 交付期間

告示の日から令和4年4月21日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年4月21日（木）まで（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年5月9日（月）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月17日（火）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月17日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市教育委員会学校教育部学事課
電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市教育委員会学校教育部教職員人事課
電話 048(829)1653 FAX 048(829)1990

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会学校教育部教職員人事課及びホームページにおいて閲覧できる。<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第589号

地下鉄7号線延伸線地質調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
地下鉄7号線延伸線地質調査業務
- (2) 履行場所
さいたま市岩槻区地内
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和4年12月16日まで
- (5) 入札参加形態
単体企業とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「地質調査」で登載され、かつ、市内に、本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有する者であること
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。
- (6) 本入札の告示日において、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）に基づく地質調査業者の登録を受けている者であること。
- (7) 平成24年度以降、国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体において、同種同業務を契約し、誠実に履行した実績を有している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部未来都市推進部
鉄道戦略担当 電話 048(829)1873

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p088216.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年4月14日（木）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年4月18日（月）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)アに同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

(3) その他

質問に対する回答を郵送で希望する者は、質問書の提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月26日（火）午後4時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階小ホール
（さいたま市役所隣）

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月26日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(8) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(9) 入札の辞退

一般競争入札参加資格確認結果通知書を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(11) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部
電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(12) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部未来都市推進部
電話 048(829)1873 FAX 048(829)1997

8 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

9 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

11 その他

契約条項等は、さいたま市都市戦略本部未来都市推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第590号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

中野田自治協力会

2 変更した事項

- (1) 代表者の氏名及び住所 （省略）
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地 （省略）

3 変更年月日

令和4年3月13日

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市緑区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係
- (2) 電話 048（712）1131

さいたま市告示第591号

さいたま市市議会だより企画編集業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市市議会だより企画編集業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

さいたま市議会が年度4回発行する広報紙「市議会だよりさいたま」の企画編集に係る業務

(4) 履行期間

令和4年5月16日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」の受注希望業務「パンフレット等」又は「デザイン」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体の広報紙を企画編集する旨の契約を締結し、納入した実績を有する者（本入札の告示日現在において納入中である者を含む。）であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市議会ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/gikai/005/keiyaku/index.html>

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和4年4月22日（金）まで

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

本入札の告示日から令和4年4月25日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市議会局総務部秘書総務課
担当 広報係　電話　048（829）1748

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和4年4月27日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、令和4年5月2日（月）午後4時までに、さいたま市議会局総務部秘書総務課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月9日（月）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所議会棟2階第4委員会室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月9日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(6) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(8) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(9) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

8 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

10 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

11 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課
電話 048(829)1747 FAX 048(829)1984

12 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

1.3 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市議会局総務部秘書総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第592号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和4年4月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドラッグコスモス与野店

所在地 さいたま市中央区本町西4丁目1392番1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称：株式会社 コスモス薬品

代表者氏名：代表取締役 横山英昭

住 所：福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号

第一福岡ビルS館4階

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
店舗1階南側駐輪場1	10台
店舗1階東側駐輪場2	16台
店舗1階北側駐輪場3	10台
合計	36台

(変更後)

位置	収容台数
店舗1階東側駐輪場1	26台
店舗1階東側駐輪場2	10台
合計	36台

(ウ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位置	収容台数	備 考
店舗1階西側 廃棄物保管施設①	3 m ³	紙製廃棄物等
店舗1階西側 廃棄物保管施設②	1.5 m ³	金属製廃棄物等

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

店舗1階西側 廃棄物保管施設③	1.5 m ³	ガラス製廃棄物等
店舗1階西側 廃棄物保管施設④	3 m ³	プラスチック製廃棄物等
店舗1階西側 廃棄物保管施設⑤	3 m ³	生ごみ等
店舗1階西側 廃棄物保管施設⑥	1.5 m ²	その他可燃性廃棄物等
合計	14 m ³	

（変更後）

廃棄物保管施設1

位置	容量	備考
店舗1階西側 廃棄物保管施設①	3 m ³	紙製廃棄物等
店舗1階西側 廃棄物保管施設②	1.5 m ³	金属製廃棄物等
店舗1階西側 廃棄物保管施設③	1.5 m ³	ガラス製廃棄物等
店舗1階西側 廃棄物保管施設④	3 m ³	プラスチック製廃棄物等
計	9 m ³	小数点以下四捨五入

廃棄物保管施設2

位置	容量	備考
店舗1階西側 廃棄物保管施設⑤	3 m ³	生ごみ等
店舗1階西側 廃棄物保管施設⑥	1.5 m ³	その他可燃性廃棄物等
合計	5 m ³	小数点以下四捨五入

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

（ア）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前10時00分～午後9時50分

（変更後）午前9時00分～午後9時50分

（イ）来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前9時30分～午後10時00分

（変更後）午前8時30分～午後10時00分

（ウ）駐車場の自動車の出入口の位置

- (4) 変更する年月日
令和4年11月18日
- (5) 変更する理由
営業計画の変更の為
- 2 届出年月日
令和4年3月17日
- 3 届出及び添付書類の縦覧期間
令和4年4月8日から令和4年8月8日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 4 届出及び添付書類の縦覧場所
 - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048（829）1364
FAX 048（829）1966
 - (2) 中央区役所区民生活部総務課
住所 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号
電話 048（840）6013
FAX 048（840）6160
- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。
 - (1) 意見書の提出期間
令和4年4月8日から令和4年8月8日まで。
 - (2) 意見書の提出先
さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課
郵便番号 330-9588
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048（829）1364
FAX 048（829）1966

さいたま市告示第593号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年4月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市桜区田島二丁目1202番6、1203番3
- (2) 指定の年月日 令和4年4月8日
- (3) 指定の番号 第南22-002号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 26.53m

さいたま市告示第594号

さいたま市大宮区役所新庁舎維持管理・運営モニタリング支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市大宮区役所新庁舎維持管理・運営モニタリング支援業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年6月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「検査・測定・調査」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成29年度以降において、本市又は国、県若しくは他の地方公共団体とPFI事業のモニタリング等に関する支援業務の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、さいたま市大宮区役所新庁舎維持管理・運営モニタリング支援業務仕様書等を1部交付するものとする。なお、郵送による交付を希望する場合は、担当まで連絡すること。その場合の郵送料は、本入札参加希望者の負担とする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部
担当 藤林、秋庭 電話 048(829)1834

(2) 交付期間

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

告示の日から令和4年5月10日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 質問の受付及び回答

本入札の業務等に質問のある場合は、次のとおり電子メールにより受け付けるものとする。質問の書式は自由とするが、質問事項は電子メールの本文にテキストで記述すること。

(1) 受付先

電子メールアドレス kusei-suishin@city.saitama.lg.jp

電子メールの表題は「維持管理・運営モニタリング支援業務委託に関する質問」とすること。

(2) 受付期間

本告示日から令和4年4月25日（月）正午まで

(3) 回答方法等

令和4年4月28日（木）までに仕様書を交付した全ての業者に対して回答するものとする。

なお、質問した業者名は非公開とし、電子メールで回答するので、3の仕様書等の交付の際に、回答の送付を希望する電子メールアドレスを伝えること。

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 2(4)を証明する契約書の写し及び完了検査の検査結果通知書の写し

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年5月10日（火）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年5月17日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 競争入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、令和4年5月18日（水）午後4時までにさいたま市市民局区政推進部に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

8 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月23日（月）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格がある旨の確認通知を持参すること。
- (4) 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

ウ 入札の辞退

入札参加資格がある旨の確認通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

エ 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

オ 入札回数等

- (7) 再度入札は、1回までとする。
- (4) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

カ その他

- (7) 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

(4) 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月23日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

8(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048(829)1834 FAX 048(829)1992

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 その他

(1) 本契約に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 本入札の手続きに係る一切の経費は、入札参加者の負担とする。

(5) 提出された各資料は、特別な事情がない限り再提出は認めない。

さいたま市告示第595号

令和4年度さいたま市ますます元気教室開催業務（西区）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市ますます元気教室開催業務（西区）

(2) 履行場所

さいたま市西区内

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「福祉サービス」又は「その他」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成29年度以降に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約を2回以上にわたって締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p088276.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年4月22日（金）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ（受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
担当 介護予防係　電話 048-829-1286

(4) 提出方法

郵送

(5) 送付先

4(3)に同じ

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日

令和4年4月25日（月）

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月6日（金）午後1時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所地下第2会議室（地下1階）

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月6日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は1回とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
電話 048(829)1259 FAX 048(829)1981

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局いきいき長寿推進課
電話 048(829)1286 FAX 048(829)1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第596号

令和4年度さいたま市ますます元気教室開催業務（北区）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市ますます元気教室開催業務（北区）

(2) 履行場所

さいたま市北区内

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「福祉サービス」又は「その他」で掲載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成29年度以降に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約を2回以上にわたって締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p088284.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年4月22日（金）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ（受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
担当 介護予防係　電話 048-829-1286

(4) 提出方法

郵送

(5) 送付先

4(3)に同じ

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日

令和4年4月25日（月）

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月6日（金）午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所地下第2会議室（地下1階）

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月6日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は1回とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
電話 048(829)1259 FAX 048(829)1981

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局いきいき長寿推進課
電話 048(829)1286 FAX 048(829)1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第597号

令和4年度さいたま市ますます元気教室開催業務（大宮区）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市ますます元気教室開催業務（大宮区）

(2) 履行場所

さいたま市大宮区内

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「福祉サービス」又は「その他」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成29年度以降に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約を2回以上にわたって締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p088285.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年4月22日（金）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ（受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
担当 介護予防係　電話 048-829-1286

(4) 提出方法

郵送

(5) 送付先

4(3)に同じ

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日

令和4年4月25日（月）

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月6日（金）午後1時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所地下第2会議室（地下1階）

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月6日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は1回とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
電話 048(829)1259 FAX 048(829)1981

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局いきいき長寿推進課
電話 048(829)1286 FAX 048(829)1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第598号

令和4年度さいたま市ますます元気教室開催業務（見沼区）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市ますます元気教室開催業務（見沼区）

(2) 履行場所

さいたま市見沼区内

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「福祉サービス」又は「その他」で掲載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成29年度以降に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約を2回以上にわたって締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p088286.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年4月22日（金）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ（受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
担当 介護予防係　電話 048-829-1286

(4) 提出方法

郵送

(5) 送付先

4(3)に同じ

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日

令和4年4月25日（月）

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月6日（金）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所地下第2会議室（地下1階）

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月6日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は1回とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
電話 048(829)1259 FAX 048(829)1981

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局いきいき長寿推進課
電話 048(829)1286 FAX 048(829)1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第599号

令和4年度さいたま市ますます元気教室開催業務（中央区）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市ますます元気教室開催業務（中央区）

(2) 履行場所

さいたま市中央区内

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「福祉サービス」又は「その他」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成29年度以降に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約を2回以上にわたって締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p088287.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年4月22日（金）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ（受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
担当 介護予防係　電話 048-829-1286

(4) 提出方法

郵送

(5) 送付先

4(3)に同じ

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日

令和4年4月25日（月）

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月6日（金）午後2時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所地下第2会議室（地下1階）

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月6日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は1回とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
電話 048(829)1259 FAX 048(829)1981

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局いきいき長寿推進課
電話 048(829)1286 FAX 048(829)1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第600号

令和4年度さいたま市ますます元気教室開催業務（桜区）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

務概要(1) 件名

令和4年度さいたま市ますます元気教室開催業務（桜区）

(2) 履行場所

さいたま市桜区内

(3) 業

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「福祉サービス」又は「その他」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成29年度以降に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約を2回以上にわたって締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p088288.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年4月22日（金）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ（受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
担当 介護予防係　電話 048-829-1286

(4) 提出方法

郵送

(5) 送付先

4(3)に同じ

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日

令和4年4月25日（月）

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月6日（金）午後2時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所地下第2会議室（地下1階）

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月6日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は1回とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
電話 048(829)1259 FAX 048(829)1981

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局いきいき長寿推進課
電話 048(829)1286 FAX 048(829)1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第601号

令和4年度さいたま市ますます元気教室開催業務（浦和区）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市ますます元気教室開催業務（浦和区）

(2) 履行場所

さいたま市浦和区内

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「福祉サービス」又は「その他」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成29年度以降に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約を2回以上にわたって締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p088289.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年4月22日（金）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ（受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
担当 介護予防係　電話 048-829-1286

(4) 提出方法

郵送

(5) 送付先

4(3)に同じ

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日

令和4年4月25日（月）

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月6日（金）午後3時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所地下第2会議室（地下1階）

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月6日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は1回とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
電話 048(829)1259 FAX 048(829)1981

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局いきいき長寿推進課
電話 048(829)1286 FAX 048(829)1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第602号

令和4年度さいたま市ますます元気教室開催業務（南区）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市ますます元気教室開催業務（南区）

(2) 履行場所

さいたま市南区内

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「福祉サービス」又は「その他」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成29年度以降に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約を2回以上にわたって締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p088290.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年4月22日（金）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ（受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
担当 介護予防係　電話 048-829-1286

(4) 提出方法

郵送

(5) 送付先

4(3)に同じ

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日

令和4年4月25日（月）

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月6日（金）午後3時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所地下第2会議室（地下1階）

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月6日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は1回とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
電話 048(829)1259 FAX 048(829)1981

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局いきいき長寿推進課
電話 048(829)1286 FAX 048(829)1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第603号

令和4年度さいたま市ますます元気教室開催業務（緑区）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市ますます元気教室開催業務（緑区）

(2) 履行場所

さいたま市緑区内

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「福祉サービス」又は「その他」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成29年度以降に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約を2回以上にわたって締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p088291.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年4月22日（金）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ（受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
担当 介護予防係　電話 048-829-1286

(4) 提出方法

郵送

(5) 送付先

4(3)に同じ

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日

令和4年4月25日（月）

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月6日（金）午後3時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所地下第2会議室（地下1階）

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月6日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は1回とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
電話 048(829)1259 FAX 048(829)1981

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局いきいき長寿推進課
電話 048(829)1286 FAX 048(829)1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第604号

令和4年度さいたま市ますます元気教室開催業務（岩槻区）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市ますます元気教室開催業務（岩槻区）

(2) 履行場所

さいたま市岩槻区内

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「福祉サービス」又は「その他」で掲載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成29年度以降に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約を2回以上にわたって締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p088292.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年4月22日（金）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ（受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
担当 介護予防係　電話 048-829-1286

(4) 提出方法

郵送

(5) 送付先

4(3)に同じ

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日

令和4年4月25日（月）

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月6日（金）午後3時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所地下第2会議室（地下1階）

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月6日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は1回とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
電話 048(829)1259 FAX 048(829)1981

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局いきいき長寿推進課
電話 048(829)1286 FAX 048(829)1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第605号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例（平成14年条例第109号）第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

- (1) はり札 203 枚
- (2) 立看板 2 枚

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時
別紙のとおり（別紙省略）

3 保管場所

さいたま市緑区宮本2丁目16番地3

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所都市局 南部都市計画事務所 都市計画指導課 都市管理係
- (2) 電話 048（840）6178

さいたま市告示第606号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和4年4月11日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称
大谷 あずさ
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地
 - (1) 名称
(省略)
 - (2) 所在地
(省略)
- 3 確認の年月日
令和4年3月29日
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類
認可外保育施設
- 5 子ども・子育て支援法施行規則（平成24年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否かの別
※法第7条第10項第5号に掲げる事業（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の預かり保育）の場合に限る。

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第607号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定により別紙（別紙省略）のとおり告示する。

令和4年4月11日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第608号

下記の書類を介護保険法（平成9年法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類については、さいたま市長が保管し、送達を受けるべき者については、管轄の各区役所高齢介護課にていつでも交付する。

令和4年4月11日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 送達を受けるべき者及び送達する書類
別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第609号

無効となるさいたま市国民健康保険被保険者証等について、別紙のとおり（別紙省略）告示する。

令和4年4月12日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第610号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和4年4月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

国民健康保険税納税（更正）通知書

2 送達を受ける者の氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

区役所保険年金課 国保係（市外局番は全て048）

西区役所	〒331-8587	西区西大宮3-4-2	TEL. 620-2673
北区役所	〒331-8586	北区宮原町1-852-1	TEL. 669-6073
大宮区役所	〒330-8501	大宮区吉敷町1-124-1	TEL. 646-3073
見沼区役所	〒337-8586	見沼区堀崎町12-36	TEL. 681-6073
中央区役所	〒338-8686	中央区下落合5-7-10	TEL. 840-6073
桜区役所	〒338-8586	桜区道場4-3-1	TEL. 856-6183
浦和区役所	〒330-9586	浦和区常盤6-4-4	TEL. 829-6162
南区役所	〒336-8586	南区別所7-20-1	TEL. 844-7183
緑区役所	〒336-8587	緑区大字中尾975-1	TEL. 712-1183
岩槻区役所	〒339-8585	岩槻区本町3-2-5	TEL. 790-0174

さいたま市告示第611号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和4年4月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書

2 送達を受ける者の氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

区役所保険年金課 国保係（市外局番は全て048）

西区役所	〒331-8587	西区西大宮3-4-2	TEL. 620-2673
北区役所	〒331-8586	北区宮原町1-852-1	TEL. 669-6073
大宮区役所	〒330-8501	大宮区吉敷町1-124-1	TEL. 646-3073
見沼区役所	〒337-8586	見沼区堀崎町12-36	TEL. 681-6073
中央区役所	〒338-8686	中央区下落合5-7-10	TEL. 840-6073
桜区役所	〒338-8586	桜区道場4-3-1	TEL. 856-6183
浦和区役所	〒330-9586	浦和区常盤6-4-4	TEL. 829-6162
南区役所	〒336-8586	南区别所7-20-1	TEL. 844-7183
緑区役所	〒336-8587	緑区大字中尾975-1	TEL. 712-1183
岩槻区役所	〒339-8585	岩槻区本町3-2-5	TEL. 790-0174

さいたま市告示第612号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和4年4月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

国民健康保険税特別徴収（仮徴収）変更通知

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

区役所保険年金課 国保係（市外局番は全て048）

西区役所	〒331-8587	西区西大宮3-4-2	TEL. 620-2673
北区役所	〒331-8586	北区宮原町1-852-1	TEL. 669-6073
大宮区役所	〒330-8501	大宮区吉敷町1-124-1	TEL. 646-3073
見沼区役所	〒337-8586	見沼区堀崎町12-36	TEL. 681-6073
中央区役所	〒338-8686	中央区下落合5-7-10	TEL. 840-6073
桜区役所	〒338-8586	桜区道場4-3-1	TEL. 856-6183
浦和区役所	〒330-9586	浦和区常盤6-4-4	TEL. 829-6162
南区役所	〒336-8586	南区別所7-20-1	TEL. 844-7183
緑区役所	〒336-8587	緑区大字中尾975-1	TEL. 712-1183
岩槻区役所	〒339-8585	岩槻区本町3-2-5	TEL. 790-0174

さいたま市告示第613号

さいたま市納税コールセンター業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市納税コールセンター業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館

(3) 業務内容

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

令和4年10月1日から令和5年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

(7) 平成29年度以降、債権の回収に係る電話催告若しくは納付呼びかけ業務について、国、人口30万人以上の地方公共団体又はそれらと同等規模の独立行政法人との契約実績があり、契約書の写し又は業務完了検査済証の写しを提出できる者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p087813.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年5月6日（金）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札書の受領期限において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年5月6日（金）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部収納対策課

(4) 提出方法

持参又は郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和4年5月16日（月）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札書の提出は二重封筒を使用し、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により送付すること。

イ 入札書を封入の上、件名、開札日時及び入札参加者を記載し封緘した内封筒を、郵送用の外封筒に封入し送付すること。外封筒には宛名を「さいたま市役所財政局税務部収納対策課」とし、表面に「入札書在中」と朱書きするとともに、入札参加者の住所及び名称を記載しなければならない。

ウ 総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に

係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において入札参加資格がない者は、入札に参加する資格を有しない。

(2) 入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年5月27日（金）

イ 送付先

4(3)に同じ

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月31日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所6階会議室

(5) 開札への立会に関する事項

入札者又はその代理人は、事前に申請をした場合に限り、開札時に立ち会うことができる。

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部収納対策課

電話 048(829)1167 FAX 048(829)1962

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 仕様書は、開札後、さいたま市財政局税務部収納対策課へ返却すること。
- (4) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部収納対策課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (6) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第614号

鳥獣業務用公用車（大宮区使用車両）賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下、「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和4年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

鳥獣業務用公用車（大宮区使用車両）賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和5年3月1日から令和10年2月29日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「自動車リース」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者。

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去2年間に、本案件と同規模の契約を履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市ホームページからダウンロードする。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/005/p088267.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年5月11日（水）まで

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年5月11日（水）まで（休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 受付場所

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局環境共生部環境対策課

電話 048（829）1332

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

なお、郵送の場合は4(2)で定める受付期間内に受付場所に到達する必要がある。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和4年5月13日（金）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合にのみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年5月24（火） 書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(3)に同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月25日（水）午前10時

イ 場所

さいたま市浦和区6-4-21 ときわ会館3階 第2会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月25日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局環境共生部環境創造政策課

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

この契約を締結した会計年度の翌年度以降において、さいたま市の歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更又は解除する場合がある。

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市環境局環境共生部環境対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は入札説明書による。

さいたま市告示第615号

さいたま市立大宮南小学校仮設校舎賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市立大宮南小学校仮設校舎賃貸借
- (2) 借入場所
さいたま市大宮区吉敷町3-87
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 借入期間
令和5年4月1日から令和13年3月31日まで
- (5) 入札参加形態
単体企業とする

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に登載されていること。登載業種及び等級、並びに所在地区分については、次による。

ア 名簿登載業種及び等級 建築工事業 S級を有していること。

イ 所在地区分 市内に本店、支店又は営業所を有していること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）若しくはさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (6) 法人の登記において、不動産の取引、不動産の賃貸又は土地建物の賃貸を業務とする記載がある者であること。
- (7) 設計に対応する建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく建築士事務所登録を受けている者で、当該設計及び工事監理に同法に基づく一級建築士を配置できる者であること。
- (8) 工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る技術者の資格を有する者を、同法第26条の規定に基づき当該工事に配置できる者であること。なお、専任で配置する技術者は、本入札の入札日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- (9) 平成24年度以降、学校施設において、延べ面積1,000㎡以上の賃貸借契約における校舎施工の実績がある者であること。

3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、次により仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

ア 窓口交付 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課担当 計画整備係 電話 048（829）1642

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/005/p088307.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年4月28日（木）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

ウ 2(1)に規定する業種及び等級について、名簿に登載されていることを証する書類の写し

エ 2(6)に規定する法人の登記内容がわかる現在事項全部証明書又は現在事項一部証明書の写し
エ 2(7)に規定する建築士法第23条の3第2項の規定に基づく建築士事務所登録を受けていることを証する書類の写し

オ オ 2(7)に規定する配置予定の一級建築士に係る一級建築士免許証の写し

カ 2(8)に規定する配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し又は監理技術者資格者証の表面と裏面の写し

キ 2(8)に規定する配置予定の技術者に係る、本入札の入札日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証する書類の写し

- ク 2(9)に規定する施工実績を証する書類の写し
- ケ 建設業法第3条第1項に規定する許可証明書の写し

(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の受付期間等

ア 受付場所

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。ただし郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

一般競争入札参加確認申請を行った者に対し、次により一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年5月13日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(2)ウに同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)アに同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

(3) その他

郵送希望者については、6の質問書提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端

数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 委任状の提出

代理人により入札する場合は、委任状を持参し、提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月20日（金）午後1時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第2会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月20日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(8) 入札の辞退

一般競争入札参加資格確認結果通知書を受け取った後であっても、辞退することができる。

(9) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

9 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

10 入札事務を担当する課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部
学校施設整備課

電話 048(829)1642 FAX 048(829)1989

11 契約保証金

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

- 12 その他 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第616号

さいたま市立仲町小学校仮設校舎賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市立仲町小学校仮設校舎賃貸借
- (2) 借入場所
さいたま市浦和区常盤8-18-4
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 借入期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- (5) 入札参加形態
単体企業とする

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に登載されていること。登載業種及び等級、並びに所在地区分については、次による。

ア 名簿登載業種及び等級 建築工事業 S級を有していること。

イ 所在地区分 市内に本店、支店又は営業所を有していること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）若しくはさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (6) 法人の登記において、不動産の取引、不動産の賃貸又は土地建物の賃貸を業務とする記載がある者であること。
- (7) 設計に対応する建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく建築士事務所登録を受けている者で、当該設計及び工事監理に同法に基づく一級建築士を配置できる者であること。
- (8) 工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る技術者の資格を有する者を、同法第26条の規定に基づき当該工事に配置できる者であること。なお、専任で配置する技術者は、本入札の入札日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- (9) 平成24年度以降、学校施設において、延べ面積1,000㎡以上の賃貸借契約における校舎施工の実績がある者であること。

3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、次により仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

ア 窓口交付 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課担当 計画整備係 電話 048(829)1642 イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/005/p088308.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年4月28日（木）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

ウ 2(1)に規定する業種及び等級について、名簿に登載されていることを証する書類の写し

エ 2(6)に規定する法人の登記内容がわかる現在事項全部証明書又は現在事項一部証明書の写し

オ 2(7)に規定する建築士法第23条の3第2項の規定に基づく建築士事務所登録を受けていることを証する書類の写し

カ 2(7)に規定する配置予定の一級建築士に係る一級建築士免許証の写し

キ 2(8)に規定する配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し又は監理技術者資格者証の表面と裏面の写し

ク 2(8)に規定する配置予定の技術者に係る、本入札の入札日以前に恒常的に3箇月以上の雇

用関係を証する書類の写し

ケ 2(9)に規定する施工実績を証する書類の写し

コ 建設業法第3条第1項に規定する許可証明書の写し

(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の受付期間等

ア 受付場所

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。ただし郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

一般競争入札参加確認申請を行った者に対し、次により一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年5月13日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(2)ウに同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)アに同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

(3) その他

郵送希望者については、6の質問書提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 委任状の提出

代理人により入札する場合は、委任状を持参し、提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月20日（金）午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第2会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月20日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(8) 入札の辞退

一般競争入札参加資格確認結果通知書を受け取った後であっても、辞退することができる。

(9) その他

ア 本入札の日に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

9 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

10 入札事務を担当する課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部
学校施設整備課電話 048（829）1642 FAX 048（829）1989

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

- 1 1 契約保証金 契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。
- 1 2 その他 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第617号

さいたま市立上落合小学校校舎改修工事に伴う仮設校舎賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立上落合小学校校舎改修工事に伴う仮設校舎賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市中央区上落合4-14-24

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 入札参加形態

単体企業とする

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に登載されていること。登載業種及び等級、並びに所在地区分については、次による。

ア 名簿登載業種及び等級 建築工事業 S級を有していること。 イ 所在地区分 市内に本店、支店又は営業所を有していること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）若しくはさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (6) 法人の登記において、不動産の取引、不動産の賃貸又は土地建物の賃貸を業務とする記載ある者であること。
- (7) 設計に対応する建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく建築士事務所登録を受けている者で、当該設計及び工事監理に同法に基づく一級建築士を配置できる者であること。
- (8) 工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る技術者の資格を有する者を、同法第26条の規定に基づき当該工事に配置できる者であること。なお、専任で配置する技術者は、本入札の入札日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- (9) 平成24年度以降、学校施設において、延べ面積500㎡以上の賃貸借契約における校舎施工の実績がある者であること。

3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、次により仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

ア 窓口交付 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課担当 計画整備係 電話 048(829)1642 イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/005/p088309.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年4月28日（木）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

ウ 2(1)に規定する業種及び等級について、名簿に登載されていることを証する書類の写し

エ 2(6)に規定する法人の登記内容がわかる現在事項全部証明書又は現在事項一部証明書写し

オ 2(7)に規定する建築士法第23条の3第2項の規定に基づく建築士事務所登録を受けていることを証する書類の写し

カ 2(7)に規定する配置予定の一級建築士に係る一級建築士免許証の写し

キ 2(8)に規定する配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し又は監理技術者資格者証の表面と裏面の写し
キ 2(8)に規定する配置予定の技術者に係る、本入札の入札日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証する書類の写し

ク 2(9)に規定する施工実績を証する書類の写し

ケ 建設業法第3条第1項に規定する許可証明書の写し

(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の受付期間等

ア 受付場所

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

一般競争入札参加確認申請を行った者に対し、次により一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年5月13日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(2)ウに同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)アに同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

(3) その他

郵送希望者については、6の質問書提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 委任状の提出

代理人により入札する場合は、委任状を持参し、提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月20日（金）午後1時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第2会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月20日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(8) 入札の辞退

一般競争入札参加資格確認結果通知書を受け取った後であっても、辞退することができる。

(9) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

9 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

10 入札事務を担当する課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部
学校施設整備課電話 048（829）1642 FAX 048（829）1989

11 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

- 12 その他 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第618号

さいたま市動物愛護ふれあいセンター空調及び換気機器保守点検業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市動物愛護ふれあいセンター空調及び換気機器保守点検業務

(2) 履行場所

さいたま市桜区大字神田950-1

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年5月26日（木）から令和5年3月17日（金）まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」の受注希望業務「空調設備保守点検」で登録されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日が属する年度の前年度及び前々年度の2年間において、同種業務の契約を国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と2回以上締結し、かつこれらを誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するとともに仕様書を貸与する。

(1) 交付場所

さいたま市桜区大字神田950-1 さいたま市保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
電話 048-840-4150

(2) 交付期間

本告示日から令和4年4月27日（水）まで（日曜日、月曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼参加資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年5月12日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月19日（木）午前9時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟 第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月19日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した入札書比較価格（110分の100を乗じた価格）の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格の110分の100の価格以上の価格で入札したもののうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局保健部健康増進課
電話 048-829-1293

(8) 業務を担当する課

さいたま市桜区大字神田950-1 さいたま市保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
電話 048-840-4150

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター及びさいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第619号

さいたま市動物愛護ふれあいセンター特殊機械設備保守点検業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市動物愛護ふれあいセンター特殊機械設備保守点検業務

(2) 履行場所

さいたま市桜区大字神田950-1

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年5月26日（木）から令和5年3月17日（金）まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日が属する年度の前年度及び前々年度の2年間において、同種業務の契約を国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と2回以上締結し、かつこれらを誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するとともに仕様書を貸与する。

(1) 交付場所

さいたま市桜区大字神田950-1 さいたま市保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
電話 048-840-4150

(2) 交付期間

本告示日から令和4年4月27日（水）まで（日曜日、月曜日を除く午前9時から正午まで及

び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼参加資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年5月12日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月19日（木）午前9時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟 第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月19日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した入札書比較価格（110分の100を乗じた価格）の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格の110分の100の価格以上の価格で入札したもののうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局保健部健康増進課

電話 048-829-1293

(8) 業務を担当する課

さいたま市桜区大字神田950-1 さいたま市保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター

電話 048-840-4150

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター及びさいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第620号

さいたま市動物愛護ふれあいセンター植栽管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市動物愛護ふれあいセンター植栽管理業務

(2) 履行場所

さいたま市桜区大字神田950-1

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年5月26日（木）から令和5年3月17日（金）まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の受注希望業務「その他の建物管理等」で掲載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日が属する年度の前年度及び前々年度の2年間において、同種業務の契約を国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と2回以上締結し、かつこれらを誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するとともに仕様書を貸与する。

(1) 交付場所

さいたま市桜区大字神田950-1 さいたま市保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
電話 048-840-4150

(2) 交付期間

本告示日から令和4年4月27日（水）まで（日曜日、月曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼参加資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年5月12日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月19日（木）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟 第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月19日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した入札書比較価格（110分の100を乗じた価格）の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格の110分の100の価格以上の価格で入札したもののうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局保健部健康増進課
電話 048-829-1293

(8) 業務を担当する課

さいたま市桜区大字神田950-1 さいたま市保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
電話 048-840-4150

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター及びさいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第621号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）及び数量

消防団消防ポンプ自動車 1台

(2) 納入場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和5年3月10日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「輸送機器」内の営業種目「特殊車」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和4年4月27日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年5月12日（木）及び令和4年5月13日（金）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月23日（月）午後2時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月23日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第622号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）及び数量

投票用紙読取分類機 5台

(2) 納入場所

さいたま市北区宮原町1-852-1 さいたま市北区役所外4課所

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和4年6月20日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「広告・装飾」内の営業種目「選挙用品」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和4年4月27日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年5月12日（木）及び令和4年5月13日（金）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月23日（月）午後2時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月23日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第623号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（ガスの需給）及び数量

さいたま市立岩槻小学校外12校で使用するガス 178,491m³

(2) 需要場所

さいたま市岩槻区本町5-6-45 さいたま市立岩槻小学校外12校

(3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 需給期間

ガス導管事業者が定める令和4年7月の定例検針日の翌日から令和5年7月の定例検針日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「燃料・油脂・燃焼器具」内の営業種目「固体・気体燃料」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第3項に規定するガス小売事業者として登録を受けた者であること。

(5) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/002/p009372.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年4月27日（水）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年4月27日（水）まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

(4) 提出方法

持参又は郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年5月12日（木）及び令和4年5月13日（金）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 郵送（一般書留又は簡易書留）による提出とする。

イ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年5月23日（月）

イ 送付先

4(3)に同じ

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除する。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月25日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第624号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（ガスの需給）及び数量

さいたま市立浦和高等学校外3校で使用するガス 180,817 m³

(2) 需要場所

さいたま市浦和区元町1-28-17 さいたま市立浦和高等学校外3校

(3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 需給期間

ガス導管事業者が定める令和4年7月の定例検針日の翌日から令和5年7月の定例検針日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「燃料・油脂・燃焼器具」内の営業種目「固体・気体燃料」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第3項に規定するガス小売事業者として登録を受けた者であること。

(5) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/002/p009372.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年4月27日（水）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年4月27日（水）まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

(4) 提出方法

持参又は郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年5月12日（木）及び令和4年5月13日（金）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 郵送（一般書留又は簡易書留）による提出とする。

イ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年5月23日（月）

イ 送付先

4(3)に同じ

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除する。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月25日（水）午後2時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第625号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字西遊馬字茶ノ木769番4、770番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和4年3月25日

第変-N2021101号

4 検査済証番号

令和4年 4月12日

第完-N2021101号

さいたま市告示第626号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により令和4年4月7日さいたま市告示第589号において公告した一般競争入札について、次のとおり入札を中止したので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

令和4年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 中止とした一般競争入札
 - (1) 件名
地下鉄7号線延伸線地質調査業務
 - (2) 履行場所
さいたま市岩槻区地内
- 2 中止とした理由
委託設計書に誤りがあったため。

さいたま市告示第627号

さいたま市RPA活用支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市RPA活用支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年5月20日から令和5年3月17日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」の受注希望業務「その他の電算」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 地方公共団体を相手方としたWinActorに関する技術的支援業務の契約実績を2件以上有する者であること。

(5) RPA技術者検定（WinActor）エキスパート及びアソシエイトの資格を取得している者が各1名以上社員で在籍している者であること（同一人物がエキスパート及びアソシエイトの資格を取得している場合、他に1名以上エキスパート又はアソシエイトの資格を取得している社員が在籍していること。）。

(6) RPA技術者検定（WinActor）エキスパート又はアソシエイトの資格を取得しており、かつ、地方自治体におけるRPAツールの導入・活用支援業務に携わった実績を有する者を本業務の担当者として充てることができる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部
担当　業務効率化・インフラ担当　電話　048（829）1103

(2) 交付期間

告示の日から令和4年4月28日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで。ただし、交付最終日は午前9時から正午までとする。）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 競争入札参加申込兼資格確認申請書の取り扱い

ア 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書は返却しない。

イ 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書の変更、差し替え及び再提出は認めない。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年5月11日（水）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができ

ない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月18日（水）午前10時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月18日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

電話 048(829)1103 FAX 048(829)1985

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定

に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は入札説明書による。

さいたま市告示第628号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条の2第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年4月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名 称

大谷第四自治会

2 変更した事項

(1) 代表者 （省略）

(2) 住 所 （省略）

3 変更年月日

令和4年4月3日

さいたま市告示第629号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月15日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 名称
諏訪一丁目自治会
- 2 変更した事項
 - (1) 主たる事務所 さいたま市岩槻区諏訪1丁目1番地9
 - (2) 代表者の氏名及び住所 （省略）
- 3 変更年月日
令和4年4月3日

さいたま市告示第630号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和4年4月19日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和4年4月15日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
4月 14日	犬	見沼区新堤	雑種	メス	黒白	3～6歳	有	革製・茶色

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第631号

高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市保健福祉局福祉部年金医療課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和4年4月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

令和3年度 後期高齢者医療保険料督促状

2 送達を受ける者の住所・氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 期間

令和4年4月15日から令和4年4月21日まで

4 その他

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

5 連絡先

（1）担当 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課高齢者医療係

（2）電話 048（829）1278

さいたま市告示第632号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和4年 4月 8日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 111台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

さいたま市公告第633号

協働学習用ソフトウェア賃貸借（R4～児童生徒増加分）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

協働学習用ソフトウェア賃貸借（R4～児童生徒増加分）

(2) 借入場所

さいたま市立高砂小学校外163校

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和4年9月1日から令和8年8月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に、種目「学校・保育用品」内の営業種目「学校用品」又は種目「レンタル・リース」内の「OA機器リース等」若しくは「レンタル・リースその他」の資格を有すると認められた者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課
担当 研究推進・振興係 電話 048（829）1659

(2) 交付期間

公告の日から令和4年5月2日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

- (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
 - (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和4年5月9日（月）午前9時から午後5時まで
 - (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
 - (1) 入札方法
単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札参加資格の確認
 - ア 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。
 - イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
 - (3) 入札回数等
 - ア 再度入札は、1回までとする。
 - イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
 - (4) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(5) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月13日（金）午後3時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第2庁舎1階第1会議室

(6) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月13日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(5)イに同じ

(8) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(9) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(10) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課

電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

(11) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課

電話 048(829)1659 FAX 048(829)1990

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 入札参加者は、入札後、本告示等についての不明を理由として、異議を申し立てることはでき

さいたま市告示一覧（令和4年4月1日から同月15日まで）

ない。

- (2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第634号

さいたま市小学校教員のための英語力向上研修会業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市小学校教員のための英語力向上研修会業務
- (2) 履行場所
市内小学校 外
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和4年6月8日から令和4年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」又は「その他」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 過去2年の間に、国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している者であること。
- (5) 自社の登録講師として、次の要件を満たすネイティブ講師を300名以上保有している者であること。
 - ア 英語圏の大学以上の教育機関を卒業した者、又は英語圏の大学の在學生で、適正な手続きにより日本に滞在する者
 - イ 2年以上、日本の英語学習の指導経験がある者
 - ウ 出身国が英語圏（母国語が英語）の者
 - エ CELTA、CertTESOLの英語指導の国際資格等を有した者又は日本の教員免許に

類する資格を有する者

(6) 自社の登録講師として、次の要件を満たす日本人講師を保有している者であること。

ア ネイティブ講師との英語によるティーム・ティーチングが可能な者

イ 小学校教員対象の英語研修の指導経験がある者

(7) 次の要件を満たす自社の運営責任者を配置できる者であること。

ア 委託者との連絡窓口及び現地での業務全般に関する運営責任者として、過去2年の間に、英語学習及び指導に係る契約にて責任者業務を1件以上担当したことがある日本人を1名配置すること。

イ 運営責任者は教員免許を有していること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課
担当 国際教育係 電話 048(829)1662

(2) 交付期間

告示の日から令和4年4月28日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年5月12日（木）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(3) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月17日（火）10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月17日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(4)イに同じ

(7) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(8) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を設定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(9) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(10) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市教育委員会事務局学校教育課
電話　048（829）1646　FAX　048（829）1990

(1) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課
電話 048(829)1662 FAX 048(829)1990

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語は及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 契約条項は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

○掲載期間

令和4年4月15日（金）～令和4年4月28日（木）

○問い合わせ先

さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課 電話 048(829)1662
担当 川又 秀雄

さいたま市告示第635号

さいたま市イングリッシュ・キャンプ実施業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市イングリッシュ・キャンプ実施業務
- (2) 履行場所
さいたま市教育委員会が指定する場所
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和4年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「イベント・催事」の受注希望業務「企画・運営」若しくは「その他のイベント・催事」又は業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」若しくは「その他」に登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 過去5年の間に、国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している者であること。
- (5) 知り得た個人情報について適切に管理できる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課
担当 国際教育係 電話 048(829)1662

(2) 交付期間

告示の日から令和4年5月9日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年5月12日（木）午前9時から午後5時まで

6 競争入札参加資格の喪失

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月17日（火）午前10時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館 第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月17日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を決める。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、その業務の再度入札に参加できない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課
電話 048（829）1646 FAX 048（829）1989

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課
電話 048（829）1662 FAX 048（829）1990

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語は及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p065007.html>

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等について不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第636号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年4月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市大宮区榎引町一丁目119番3、119番4、119番5、119番6、119番7、119番8、119番9、119番10、119番11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市中央区新都心11番地1

大和ハウス工業株式会社 埼玉支社 支社長 杉山 克博

3 許可番号

令和4年3月30日

第変-N2021104号

4 検査済証番号

令和4年4月14日

第完-N2021104号

さいたま市告示第637号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年4月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市浦和区瀬ヶ崎五丁目430番2、430番3、430番4、430番5、430番7、430番8、430番9、430番10、430番11、430番12、430番13、430番14、430番15、430番16、430番17、430番18、431番2、431番3、431番4、431番5、431番7、431番8、431番9、431番10、431番11、431番12

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市浦和区瀬ヶ崎三丁目9-6

株式会社武笠総合ハウジング 代表取締役 武笠 智

3 許可番号

令和4年3月31日

第 変 - S 2 0 2 1 0 2 6 号

4 検査済証番号

令和4年4月14日

第 完 - S 2 0 2 1 0 2 6 号

さいたま市告示第638号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年4月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字清河寺字中原786番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和4年3月30日

第変-N2021126号

4 検査済証番号

令和4年 4月14日

第完-N2021126号

さいたま市告示第639号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次の医師を指定したので告示する。

令和4年4月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医師

別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第640号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた次の医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定による指定の辞退の届出があったので告示する。

令和4年4月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退の届出のあった医師
別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第641号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第65条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和4年4月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退した医療機関

別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第642号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

令和4年4月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医療機関

別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第643号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る変更の届出があったので告示する。

令和4年4月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更内容

別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第644号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和4年4月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 更新した医療機関

別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305